

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和7年10月31日

【発行者名】 UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(UBS Management (Cayman) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・バークホルダー  
(Director, Brian Burkholder)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY 1 - 1104、グランド・ケイマン、ジョージ・  
タウン、ウグランド・ハウス、私書箱 309  
(P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-1104,  
Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 安達理  
同 橋本雅行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 岡田春奈  
同 坂本興太郎  
同 江原祥太  
同 長谷川達  
同 藤村崇太郎

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1000

【届出の対象とした募集(売  
出)外国投資信託受益証券に  
係るファンドの名称】 UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) -  
外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド  
(UBS Universal Trust (Cayman) - Foreign Currency Denominated  
Man AHL Smart Leverage Strategy Fund)

【届出の対象とした募集(売  
出)外国投資信託受益証券の  
金額】 100億米ドル(約1兆4,692億円)を上限とします。  
(注)米ドルの円貨換算は、2025年8月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買  
相場の仲値(1米ドル=146.92円)によります。以下、別段の記載がない限り、米ド  
ルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2025年7月31日付で提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

## 2【訂正の内容】

## (1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、以下のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容\*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報				
第1 ファンドの状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
5 運用状況	(3) 運用実績		(2) 運用実績	更新/追加
	(4) 販売及び買戻しの実績		2 販売及び買戻しの実績	追加
第3 ファンドの経理状況		3 ファンドの経理状況		追加
1 財務諸表				
第三部 特別情報				
第1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
1 管理会社の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
2 事業の内容及び営業の概況				
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新
5 その他		4 管理会社の概況	(3) その他	追加

\* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

## 1 ファンドの運用状況

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下「管理会社」といいます。)が管理するUBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) - 外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド(UBS Universal Trust (Cayman) - Foreign Currency Denominated Man AHL Smart Leverage Strategy Fund)(以下「ファンド」といいます。)の運用状況は次のとおりです。

### (1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2025年8月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資法人投資証券	アイルランド	39,086,276	96.3
現預金・その他の資産(負債控除後)		1,501,995	3.7
合計 (純資産総額)		40,588,271 (約5,963百万円)	100.0

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(注2) 米ドルの円換算額は、2025年8月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場(1米ドル=146.92円)によります。以下、別段の定めのない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

## &lt;参考情報&gt;

ファンドの投資対象であるマン・アクティブ・バランスド(クラス)(以下「投資対象ファンド」といいます。)が投資している投資有価証券について、2025年8月末日現在の組入上位10銘柄は以下のとおりです。

順位	銘柄(全42銘柄中、上位10銘柄)	比率(%)
1	Japanese Bonds - 10yr	25.90
2	Gilts - 10yr	13.66
3	S+P 500 Index	10.47
4	Canadian Bonds - 10y	9.93
5	French Bonds - 10yr	8.31
6	US Treasuries - Ultra Bond	8.17
7	FTSE 100	8.01
8	Australian Bonds - 10yr	7.94
9	Italian Bonds - 10yr	7.43
10	US Treasuries - Long Bond	7.07

## (2) 運用実績

## 純資産の推移

2024年9月1日から2025年8月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円(千円)	米ドル	円
2024年9月末日	44,344,704.78	6,515,124	110.85	16,286
10月末日	42,683,568.11	6,271,070	106.86	15,700
11月末日	42,911,083.97	6,304,496	107.63	15,813
12月末日	42,294,960.56	6,213,976	105.84	15,550
2025年1月末日	42,836,056.55	6,293,473	107.80	15,838
2月末日	43,075,442.50	6,328,644	109.41	16,075
3月末日	41,735,298.30	6,131,750	106.22	15,606
4月末日	39,491,627.14	5,802,110	100.87	14,820
5月末日	39,889,322.26	5,860,539	101.91	14,973
6月末日	39,956,950.31	5,870,475	103.50	15,206
7月末日	40,042,393.61	5,883,028	104.00	15,280
8月末日	40,588,271.29	5,963,229	105.78	15,541

(注) 上記「純資産総額」および「1口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で算出された純資産総額および1口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。

## 分配の推移

該当事項はありません。

## 収益率の推移

2024年9月1日から2025年8月末日までの期間における収益率の推移は次のとおりです。

期間	収益率(%)
2024年9月1日～2025年8月末日	-1.9

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) \div b$

a = 2025年8月末日の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 2024年8月末日の1口当たりの純資産価格

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率(%)
2020年 (2020年3月23日～2020年12月末日)	7.25
2021年 (2021年1月1日～2021年12月末日)	7.51
2022年 (2022年1月1日～2022年12月末日)	-22.69
2023年 (2023年1月1日～2023年12月末日)	14.43
2024年 (2024年1月1日～2024年12月末日)	3.76

2025年 (2025年1月1日~2025年8月末日)	-0.06
--------------------------------	-------

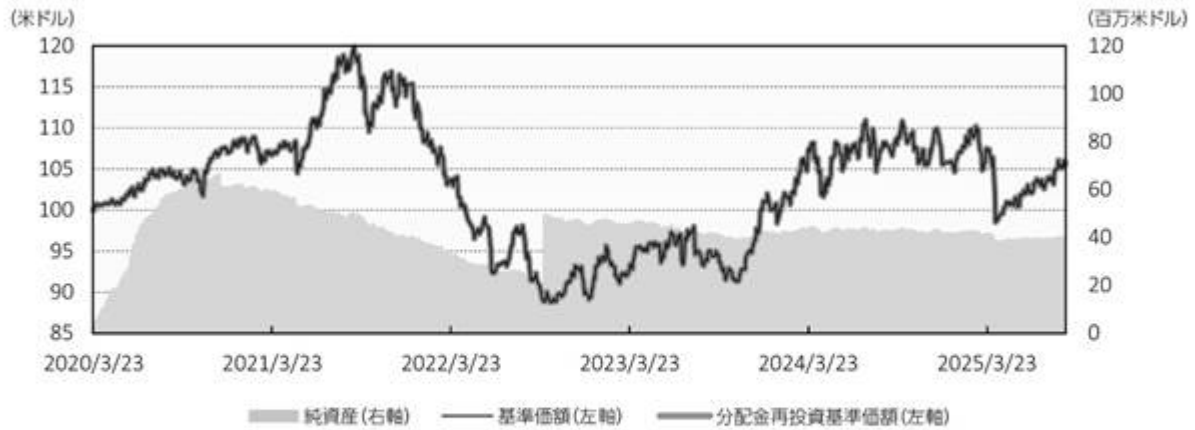
(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末(2025年については8月末日)の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格  
2020年の場合、受益証券1口当たりの当初発行価格

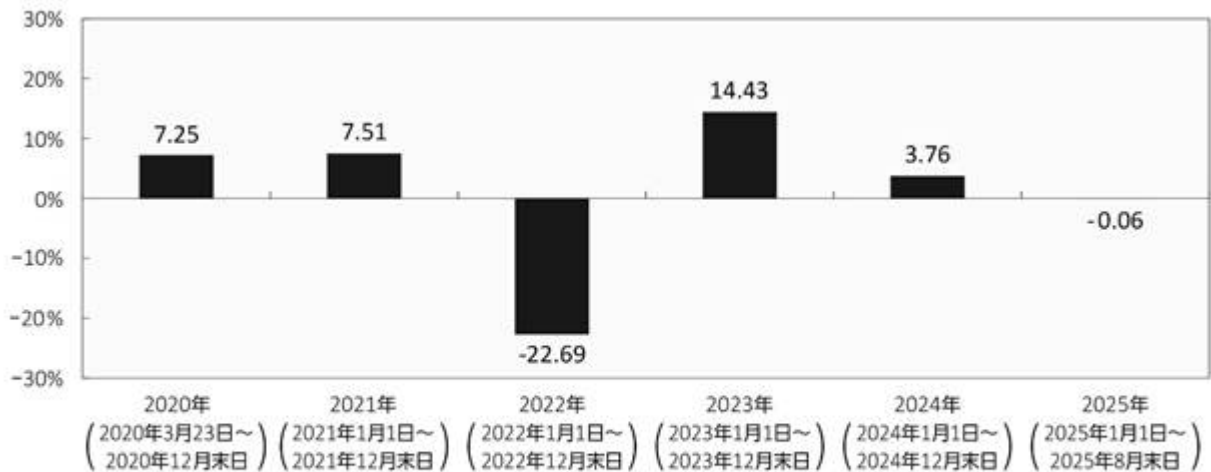
## (参考情報)

## 基準価額および純資産の推移



※これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資基準価額は基準価額と等しくなります。

## 収益率の推移



(注)収益率(%) =  $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末(2025年については8月末日)の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2020年の場合、受益証券1口当たりの当初発行価格

## 2 販売及び買戻しの実績

2024年9月1日から2025年8月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2025年8月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2024年9月1日～	1,600	18,962	383,715
2025年8月末日	(1,600)	(18,962)	(383,715)

(注) ( ) の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

### 3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第328条第5項但書の規定を適用して作成された原文の中間財務諸類を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。 )。
- b . ファンドの原文中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。 )の監査を受けていません。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2025年8月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=146.92円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## (1) 資産及び負債の状況

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務状態計算書

2025年7月31日現在

(米ドルで表示)

	注記	2025年7月31日		2025年1月31日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
<b>資産</b>					
現金および現金同等物	2,9	1,826,924	268,412	1,840,928	270,469
投資対象ファンドに対する投資	2,3,9	38,289,872	5,625,548	41,166,629	6,048,201
期限前償還およびその他の資産	9	1,511	222	-	-
<b>資産合計</b>		<b>40,118,307</b>	<b>5,894,182</b>	<b>43,007,557</b>	<b>6,318,670</b>
<b>負債</b>					
未払管理事務代行報酬	5,9	7,644	1,123	7,890	1,159
未払専門家報酬	5,9	13,768	2,023	25,307	3,718
未払販売報酬	8,9	17,010	2,499	14,841	2,180
未払報酬代行会社報酬	8,9	15,931	2,341	17,268	2,537
未払代行協会員報酬	8,9	1,328	195	1,439	211
未払管理会社代行サービス会社報酬	8,9	3,174	466	1,855	273
未払償還額	9	-	-	32,145	4,723
未払投資運用会社報酬	8,9	5,079	746	5,560	817
未払受託会社報酬	8,9	-	-	7,023	1,032
その他の未払金	9	74,496	10,945	80,799	11,871
<b>負債合計(解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産を除く)</b>		<b>138,430</b>	<b>20,338</b>	<b>194,127</b>	<b>28,521</b>
<b>解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産</b>		<b>39,979,877</b>	<b>5,873,844</b>	<b>42,813,430</b>	<b>6,290,149</b>
<b>発行済受益証券口数</b>	<b>4</b>	<b>385,023</b>		<b>397,359</b>	
<b>受益証券1口当たり純資産価格</b>		<b>103.84</b>	<b>15</b>	<b>107.74</b>	<b>16</b>

財務諸表注記を参照

## 外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

## 包括利益計算書

対象期間:2025年7月31日に終了した期間

(米ドルで表示)

注記	対象期間:2025年2月1日～ 2025年7月31日		対象期間:2024年2月1日～ 2024年7月31日	
	米ドル	千円	米ドル	千円
<b>公正価値で測定した金融資産の純利益:</b>				
金融資産および金融負債につき、公正価値で測定された損益に基づく実現純益	227,208	33,381	367,954	54,060
金融資産および金融負債につき、純損益を通じて公正価値で測定された未実現利益の純増減	(1,533,965)	(225,370)	3,329,891	489,228
現金および現金同等物にかかる為替差益/(損)	(10)	(1)	-	-
<b>投資にかかる純(損失)/利益合計</b>	<b>(1,306,767)</b>	<b>(191,990)</b>	<b>3,697,845</b>	<b>543,287</b>
<b>営業費用</b>				
販売報酬	8	90,664	151,423	22,247
管理会社代行サービス会社報酬	8	14,387	38,638	5,677
投資運用会社報酬	8	30,227	4,441	4,765
管理事務代行報酬	5	44,631	6,557	6,572
専門家報酬	5	11,828	1,738	3,025
その他の費用		16,756	2,462	2,312
報酬代行会社報酬	8	24,181	3,553	3,812
代行協会員報酬	8	2,015	296	318
受託会社報酬	8	-	1,530	225
<b>営業費用合計</b>	<b>234,689</b>	<b>34,481</b>	<b>333,187</b>	<b>48,952</b>
<b>解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の運用に伴う(減少)増加額</b>	<b>(1,541,456)</b>	<b>(226,471)</b>	<b>3,364,658</b>	<b>494,336</b>

財務諸表注記を参照

## 外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

## 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動計算書

対象期間: 2025年7月31日に終了した期間

(米ドルで表示)

	対象期間: 2025年2月1日 ~ 2025年7月31日		対象期間: 2024年2月1日 ~ 2024年7月31日	
	米ドル	千円	米ドル	千円
<b>期初における解約可能受益証券の 受益者に帰属する純資産</b>	42,813,430	6,290,149	42,837,467	6,293,681
解約可能受益証券の買戻	(1,292,097)	(189,835)	(2,090,471)	(307,132)
解約可能受益証券の受益者に 帰属する純資産の運用に伴う (減少)増加額	(1,541,456)	(226,471)	3,364,658	494,336
<b>期末における解約可能受益証券の 受益者に帰属する純資産</b>	<b>39,979,877</b>	<b>5,873,844</b>	<b>44,111,654</b>	<b>6,480,884</b>

財務諸表注記を参照

## 外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

## キャッシュフロー計算書

対象期間: 2025年7月31日に終了した期間

(米ドルで表示)

	対象期間: 2025年2月1 日 ~ 2025年7月31日		対象期間: 2024年2月1 日 ~ 2024年7月31日	
	米ドル	千円	米ドル	千円
<b>営業活動によるキャッシュフロー</b>				
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の運用に伴う(減少)増加額	(1,541,456)	(226,471)	3,364,658	494,336
受益証券の受益者に帰属する純資産に対する運用による(減少)増加額と、営業活動による現金とを一致させるための調整:				
投資対象ファンドの投資の売却による収入	1,570,000	230,664	2,600,000	381,992
金融資産および金融負債につき、純損益を通じて公正価値で測定された実現純益	(227,208)	(33,381)	(367,954)	(54,060)
金融資産および金融負債につき、損益を通じて公正価値で測定された損益に基づく未実現利益の純増減	1,533,965	225,370	(3,329,891)	(489,228)
期限前償還およびその他の資産の(増加)/減少額	(1,511)	(222)	4,564	671
未払管理事務代行報酬の減少額	(246)	(36)	(22)	(3)
未払専門家報酬の減少額	(11,539)	(1,695)	(8,371)	(1,230)
未払販売報酬の増加/(減少)額	2,169	319	(4,555)	(669)
未払報酬代行会社報酬の(減少)増加額	(1,337)	(196)	134	20
未払代行協会員報酬の(減少)増加額	(111)	(16)	11	2
未払管理会社代行サービス会社報酬の増加/(減少)額	1,319	194	(2,093)	(308)
未払投資運用会社報酬の(減少)増加額	(481)	(71)	169	25
未払受託会社報酬の(減少)増加額	(7,023)	(1,032)	1,530	225
その他の未払金の減少	(6,303)	(926)	(4,800)	(705)
<b>営業活動により生じた正味キャッシュフロー</b>	<b>1,310,238</b>	<b>192,500</b>	<b>2,253,380</b>	<b>331,067</b>
<b>財務活動によるキャッシュフロー</b>				
解約可能受益証券の買戻による支出	(1,292,097)	(189,835)	(2,090,471)	(307,132)
未払償還額の減少額	(32,145)	(4,723)	-	-
<b>財務活動に使用された正味キャッシュフロー</b>	<b>(1,324,242)</b>	<b>(194,558)</b>	<b>(2,090,471)</b>	<b>(307,132)</b>
現金および現金同等物の純(減額)/増額	(14,004)	(2,057)	162,909	23,935
期首における現金および現金同等物	1,840,928	270,469	1,776,261	260,968
<b>期末における現金および現金同等物</b>	<b>1,826,924</b>	<b>268,412</b>	<b>1,939,170</b>	<b>284,903</b>

財務諸表注記を参照

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

対象期間: 2025年2月1日～2025年7月31日

(米ドルで表示)

## 1. 組成および背景情報

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド(以下、「シリーズ・トラスト」という)は、ケイマン諸島法に基づき、2013年12月2日付のマスター・トラスト証書によって構成されるオープンエンド型アンブレラ・ユニット・トラストであるUBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)III(以下、「トラスト」という)のシリーズ・トラストである。本シリーズ・トラストは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された信託会社であるエリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッド(以下、「受託会社」という)とUBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「管理会社」という)との間で作成された2020年2月24日付の追加信託証書に基づいて設立された。受託会社の主たる事務所すなわち本シリーズ・トラストの主たる事務所は、One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islandsである。全受益者は、本基本信託約款およびそれに付随する信託約款の条項につき、その受益権を有する、拘束される、および通知を受けているとみなされる。

マン・アクティブ・バランスド(以下、「投資対象ファンド」という)は、幅広い資産に対してダイナミックにエクスポージャーを提供することにより、中長期にわたって資本の成長を生み出し、市場状況に左右されない、安定したボラティリティ水準を有するリターンの流れを提供することを目的としている。超過収益とは、高品質かつ満期の短い政府債への投資から得られると予想される収益を超える部分を指す。

本シリーズ・トラストの投資目的は、本シリーズ・トラストの実質的にすべての資産を投資対象ファンドのクラスに投資することで、資本の成長を生み出すことである。なお、当該投資対象ファンドは、独自の数量モデルを活用して世界各国の株式指数先物および債券先物を中心に運用している。

シリーズ・トラストの管理事務代行会社は、MUFG Fund Services (Cayman) Limited(以下、「管理事務代行会社」という)である。

本シリーズ・トラストの投資運用会社は、Daiwa Asset Management (Europe) Ltd(以下、「投資運用会社」という)である。

管理会社は、大和証券株式会社に対し、日本における販売会社として業務を行う権限を与えた。また管理会社は、将来、受益証券の販売会社をさらに任命することができる(それぞれを「販売会社」とおよび総称して「販売会社」という)。

本シリーズ・トラストの報酬代行会社はユーピーエス・エイ・ジー ロンドン支店である(以下、「報酬代行会社」という)。

UBS証券株式会社(日本)は、代行協会員(以下、「代行協会員」という)の役割を負う。

大和アセットマネジメント株式会社(日本)は、管理会社代行サービス会社(以下「管理会社代行サービス会社」という)の役割を負う。

2021年12月、コーポレーション・サービス・カンパニー(以下「CSC」という)は、受託会社が完全子会社であるインタートラスト・グループの全発行済普通株式にかかる推奨公開買付けに関して条件付き合意に達したと発表した。

CSCはインタートラスト・グループの買収を2022年11月に完了した。

### 最終買戻日

本シリーズ・トラストは、補足信託証書の規定に従って早期に終了しない限り、2025年1月31日と強制買戻事由の発生後の実行可能な最も早い買戻日(以下「最終買戻日」という)のいずれか早い日まで継続する。

以下のいずれかが最初に発生した場合には、強制的に受益証券を買戻す:

- (i) いずれかの評価日の純資産額が1,000,000米ドルもしくはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に管理会社が全ての受益証券は全ての受益者に通知を行うことで強制的に買戻を行うべきと決定した場合、または

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

対象期間: 2025年2月1日 ~ 2025年7月31日

(米ドルで表示)

## 1. 組成および背景情報(続き)

### 最終買戻日(続き)

- (ii) 受託会社および管理会社が、全ての受益証券は強制的に買戻を行うべきと同意した場合(それぞれ「強制買戻事由」という)。

強制買戻事由が発生した場合、すべての受益証券は最終買戻日において1口当たりの最終買戻価格で償還される。1口当たり最終買戻価格は、目論見書および付属資料34に従い、管理事務代行会社がその単独の裁量に基づき、最終買戻日(かかる日が評価日ではない場合、その直前の評価日)における1口当たり純資産価値により計算される。買戻日とは、本シリーズ・トラストに対するファンド障害事由が発生していない日、およびノまたは管理会社が適宜、本シリーズ・トラストまたは各ユニットクラスに対してファンド障害事由が発生している日または期間だと認めた日でない日を指す。受益者は、受益証券1口につき、最終買戻日の前における買戻日に、当該買戻日(または、買戻日が評価日でない場合、直前の評価日)における当該受益証券1口当たり純資産価格と同額(以下、「買戻価格」という)の支払を受けるものとする。償還される各受益証券の買戻価格には、買戻手数料が適用されない。

UBSグループAG(以下「UBS」という)は、スイス連邦財務省、スイス国立銀行およびスイス金融市場監督機構(FINMA)による介入に伴い、2023年3月19日にクレディ・スイス・グループAG(以下「クレディ・スイス」という)の買収に合意した。

2023年6月12日、UBSグループAGはクレディ・スイス・グループAGの買収を完了した。

本シリーズ・トラストは、クレディ・スイス・インターナショナルに関する金融資産への投資に関連したエクスポージャーを有していない。

本財務諸表は、受託会社により、2025年10月10日付で公開することを許可されたものである。

## 2. 重要性のある会計方針

### (a) 準拠表明

本財務諸表は、国際会計基準審議会(以下「IASB」という)が設定する国際財務報告基準(以下「IFRS」という)および解釈に準拠して作成されたものである。

### (b) 測定基準

本財務諸表の機能通貨および表示通貨はケイマン諸島の現地通貨ではなく米ドルであり、本シリーズ・トラストの受益証券が米ドルで発行および償還される実態を反映している。

本財務諸表は、投資対象ファンドへの投資を含め、純損益を通じた公正価値(以下「FVTPL」という)によって金融資産および負債を公正価値基準で表示する。その他の金融資産および負債ならびに非金融資産および負債は、償却原価または取得原価で表示する。

### (c) 見積りおよび判断の実施

IFRSに準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められている。実際の結果はこれらの見積りと異なる場合がある。

見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの修正は、かかる見積りを修正する期間およびその影響を受けるすべての将来時期に認識される。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

対象期間: 2025年2月1日 ~ 2025年7月31日  
(米ドルで表示)

---

## 2. 重要性のある会計方針(続き)

### (c) 見積りおよび判断の実施(続き)

財務諸表上の認識額に重大な影響を及ぼす会計方針の適用における見積りの不確実性および重要な判断に関する重要事項については、注記9に記載している。

### (d) 外貨換算

外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告会計期末における実勢為替レートの終値で米ドルに換算される。公正価値で測定された外貨建の非貨幣性資産および負債は、公正価値が決定された日の実勢為替レートで換算される。

貨幣制資産および負債の為替換算ならびにその売却および決済に伴う実現損益で生じる為替差額は、包括利益計算書に計上する。

### (e) 会計方針および開示

#### (i) 2025年2月1日以降の会計期間に発効する基準、改訂、および解釈

以下に、本財務諸表の作成にあたり採用された主な会計上の原則を示す。特に例外が記載された場合を除き、これらの原則は対象期間全体を通じて一貫して採用されている。本財務諸表は、国際財務報告基準(IFRS)に従って作成されたものである。IFRSに従って財務諸表を作成するためには、重要性の高い会計上の見積りを一定の範囲で利用することが要求され、受託会社および管理会社に対しては、本シリーズ・トラストの会計原則を適用する過程において各自の判断を下すことが求められる。

#### (ii) 2025年2月1日以降に発効する新たな基準、改訂、および解釈のうち、早期適用されていない事項。

2025年2月1日を期首とする会計年度に発効する新たな基準および旧基準の改定は数多くあるが、本財務諸表の作成に当っては早期適用されていない。かかる事項の中で本シリーズ・トラストの財務諸表に重要な影響を及ぼす事項は一切ない見通しである。

### (f) 金融商品

#### (i) 認識および当初測定

本シリーズ・トラストは、金融資産および金融負債につき、本シリーズ・トラストがかかる金融商品の契約条項の当事者となった日付をもってFVTPLで当初認識する。その他の金融資産および負債は発生日に認識する。

金融資産および負債は公正価値で当初測定し、FVTPLで測定できない項目はかかる取得または発行に直接起因する取引費用を加算して測定する。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

対象期間:2025年2月1日~2025年7月31日

(米ドルで表示)

## 2. 重要性のある会計方針(続き)

### (f) 金融商品(続き)

#### (ii) 分類および事後測定

##### 金融資産の分類

当初認識時に、本シリーズ・トラストは金融資産を償却原価またはFVTPLのいずれかで測定するものとして分類する。

金融資産は、以下の条件の両方を満たし、かつFVTPLに指定されていない場合、償却原価で測定される:

契約上のキャッシュフローを回収するために資産を保有することを目的としたビジネスモデルの範囲内で保有されている。かつ、

特定日に元本および利息の支払のみで構成されるキャッシュフローを生じる契約条件である。

本シリーズ・トラストにおけるその他すべての金融資産はFVTPLで測定する。

本シリーズ・トラストは、次の2つのビジネスモデルを有する。

回収目的のビジネスモデルに従って保有:これには、現金および現金同等物、売却した証券にかかる未収金、期限前償還およびその他の資産が含まれる。これらの金融資産は、契約上のキャッシュフローを回収するために保有されるものである。

その他のビジネスモデル:これには、投資対象ファンドへの投資が含まれる。これらの金融資産は公正価値基準で管理する。そして、かかるパフォーマンスは、頻繁に発生する売却額、または各管理事務代行会社が取得して経営陣が適切な公正価値と見なす受益証券1口当たり純資産価値に基づき評価する。

##### 再分類

本シリーズ・トラストが金融資産を管理するビジネスモデルを変更しない限り、金融資産を当初の認識以降に再分類することはない。ビジネスモデルを変更する場合は、変更する最初の報告年度の初日にかかる影響を受けるすべての金融資産を再分類するものとする。

##### 金融負債の分類

金融負債は、償却原価またはFVTPLのいずれかで測定するものとして分類する。

金融負債は、売買目的保有と分類された場合または当初認識時点でFVTPL指定された場合、FVTPLで測定する商品として分類される。FVTPLで認識される金融負債は公正価値で測定され、支払利息を含む純利益および純損失は損益として認識される。

その他の金融負債はその後、実効金利法による償却原価で測定される。支払利息および為替差損益は損益に計上される。いかなる認識の中止に伴う損益も損益に計上される。

償却原価で測定される金融負債:これには、未払投資運用会社報酬、未払管理事務代行会社報酬、未払専門家報酬、未払販売報酬、未払報酬代行会社報酬、未払代行協会員報酬、未払管理会社代行サービス会社報酬、証券会社勘定借、およびその他の未払い金が含まれる。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

対象期間：2025年2月1日～2025年7月31日

(米ドルで表示)

## 2. 重要性のある会計方針(続き)

### (f) 金融商品(続き)

#### (iii) 公正価値測定原則

「公正価値」は、原則として、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。かかる情報入手できない場合は、本シリーズ・トラストがかかる測定日にアクセスできる最も有利な条件の市場を参照する。負債の公正価値は、その非履行リスクを反映している。

かかる情報が入手可能な場合、本シリーズ・トラストはかかる金融商品を取引できる活発な市場における公表価格でその公正価値を測定する。「活発な市場」とは、かかる資産または負債に対する取引が、継続的な価格情報を提供するのに十分な頻度および取引量で実行されている市場を指す。本シリーズ・トラストは活発な市場が公表する終値で金融商品を測定する。

活発な市場の公表価格が存在しない場合、本シリーズ・トラストは価値評価手段を適用することで、関連する観察可能なインプットを最大化し、観察不能なインプットを最小限に抑える。選定した価値評価手段には、市場参加者が取引の価格決定で考慮するすべての要因を含める。

価値評価手段へのインプットは、かかる金融商品に固有のリスク・リターン特性に対する市場の期待値および測定値を合理的に反映するものとする。本シリーズ・トラストは、同一商品の観察可能な市場価格、またはその他の利用可能で観察可能な市場データに基づいて、価値評価手段を調整および検証する。

#### 公正価値ヒエラルキー

IFRS第13号が導入する公正価値ヒエラルキーは、価値評価手段へのインプットに優先順位を付けて、公正価値を測定する。かかるヒエラルキーは、同一の資産または負債に関する活発な市場における未調整の公表価格に最高レベルの優先順位(レベル1の測定)を付け、重大な観察不能なインプットを含む測定に最低レベルの優先順位(レベル3の測定)を付ける。この公正価値ヒエラルキーは、以下の3階層により構成される：

- ・ レベル1 のインプットとは、同一の資産または負債に対する活発な市場における公表価格(未調整)で、本シリーズ・トラストが測定日においてアクセス可能なものを指す。
- ・ レベル2 のインプットは、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、直接的あるいは間接的に、当該資産または負債に対する観察が可能なものを指す。
- ・ レベル3 のインプットとは、当該資産または負債に対する観察が不可能なインプットを指す(最下層)。

公正価値測定がその全体として分類される公正価値ヒエラルキー内のレベルは、全体として公正価値測定を捉えた場合に重要である最低レベルのインプットをベースとして決定される。

#### (iv) 償却原価の測定

金融資産および負債の「償却原価」とは、金融資産または負債における当初認識時の測定額から元本返済を控除し、当初認識額と満期金額の差額を実効金利法による累積償却額で加算または減算し、さらに金融資産の場合には損失引当金分を調整した金額を指す。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

対象期間: 2025年2月1日 ~ 2025年7月31日

(米ドルで表示)

## 2. 重要性のある会計方針(続き)

### (f) 金融商品(続き)

#### (v) 減損

本シリーズ・トラストは、12カ月または全期間ベースの償却原価で金融資産のECL引当金を認識する。

現金および現金同等物、受益証券の未収金、ならびに期限前償還およびその他の資産の減損は12カ月の予想損失基準で測定し、短期償還期日までのエクスポージャーを反映する。本シリーズ・トラストは、カウンターパーティに対する外部の信用格付けに基づき、全体として信用リスクは低い、または重大でない水準にあると見なしている。この基準に基づき、本シリーズ・トラストは2025年7月31日を期末とする報告期間に減損を計上していない。

#### (vi) 相殺

金額を相殺する法的に執行可能な権利を保有し、さらにネットベースで決済する意図または資産の認識と負債の決済を同時に行う意図がある場合に限り、本シリーズ・トラストは、金融資産および金融負債を相殺し、財務状態計算書に相殺後の額を表示するものとする。

2025年7月31日時点で、いずれの金融資産および金融負債も金融商品の相殺の基準を満たしておらず、本財務状態計算書においてはいかなる金融資産および金融負債の相殺も行っていないため、金融資産および金融負債は総額で表示されている。

収入と支出は、投資対象ファンドへの投資に関する正味の未実現および実現利益の増減については、正味ベースで表示されている。

#### (vii) 認識の中止

本シリーズ・トラストが金融資産の認識を中止するのは、金融資産から受領するキャッシュフローに対する契約上の権利が消失する場合、または本シリーズ・トラストがかかる金融資産の所有権により発生する実質的にすべてのリスクおよび報酬を移転する場合、もしくはかかる所有権により発生する実質的にすべてのリスクおよび報酬を移転および保持せず、かかる金融資産を継続的に支配しない場合とする。本シリーズ・トラストが発生させる、または保持するもので、認識の中止の要件を満たす移転済の金融資産への受益権はすべて、財務状態計算書の資産または負債に独立項目として計上する。

金融資産の認識の中止に際して、資産の帳簿価額(および認識を中止した資産の一部に配分した帳簿価額)と、受け取る対価(新たに取得した資産から新たに引き受けた負債を控除したものをすべてを含む)との差額は包括利益計算書に計上する。

契約上の義務が解除された、取り消された、または終了した場合、本シリーズ・トラストは金融負債の認識を中止する。

金融負債の認識の中止に際して、消滅した帳簿価額と支払う対価(移転済の非現金資産や引受済の負債を含む)との差額は損益項目で計上する。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

対象期間:2025年2月1日～2025年7月31日

(米ドルで表示)

---

## 2. 重要性のある会計方針(続き)

### (f) 金融商品(続き)

#### (viii) 特定商品

##### 現金および現金同等物

現金および現金同等物には、価値変動のリスクが大きくなり、投資などの目的ではなく短期的な現金支払債務を満たすために保有する銀行の預金や外貨預金が含まれる場合もある。

##### 投資対象ファンドへの投資

投資対象ファンドへの投資は損益を公正価値で測定した金融資産として分類され、投資ファンドの管理事務代行会社が報告する純資産価値で計上する。

確定的な価格を入手できない場合、本シリーズ・トラストが投資対象ファンドに投資する見積価格を使用する場合もある。募集および買戻において、当該投資ファンドに対する見積価格に事後的調整があらうと、かかる価格を調整することはない。

価値評価に固有の不確実性が原因となり、上述した証券の見積り帳簿価額が、かかる投資が流動的に行われる市場が存在した場合に想定される価値とは異なり、その差異が重大である可能性がある。

### (g) 受取利息

受取利息および支払利息は、取得日または発生日におけるかかる商品に対する当初の実効金利を用いて、その発生時に包括利益計算書に計上する。

### (h) FVTPLによる金融商品からの純利益(損失)

FVTPLによる金融商品からの純利益は、投資の売却および公正価値の変動から生じる利益(損失)で構成される。

### (i) 報酬およびその他の費用

報酬およびその他の費用は、発生主義により損益計算書に計上される。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

対象期間:2025年2月1日~2025年7月31日

(米ドルで表示)

## 2. 重要性のある会計方針(続き)

### (j) 解約可能受益証券

本シリーズ・トラストでは、受益者の選択に従って買戻可能な受益証券が設定されている。本シリーズ・トラストでは、IAS第32号(改訂)「金融商品:表示」に従い、プッタブル金融商品を負債に分類している。

同改訂では、特定の厳格な条件が満たされる場合、金融負債の定義を満たすプッタブル金融商品を資本に分類することを要求している。この条件には、以下が含まれる:

かかるプッタブル金融商品が、受益者に対し、純資産の比例的な取り分に対する権利を与えるものであること。

かかるプッタブル金融商品が、他のすべてのクラスに劣後する金融商品のクラスに属し、クラスの特徴が同一であること。

発行者の買戻義務を別として、現金またはその他の金融資産を提供する契約上の義務が存在しないこと。および、

かかる金融商品の存続期間にわたり、同商品に帰属する予想キャッシュフローの総額が、実質的に発行者の損益に基づくものであること。

本シリーズ・トラストの受益証券は、上記の条件をすべて満たしているため、2025年7月31日時点における資本に分類される。

解約可能受益証券は、常に、本シリーズ・トラストの純資産値に対する持分割合と同一の現金により償還することが可能である。

受益者が所有する受益証券を本シリーズ・トラストに償還する権利を行使する場合、かかる受益証券の価格は、財務状態計算書の日付において未払いである買戻額により算定される。

解約可能受益証券は、発行または買戻の時点における、本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価格により発行または買戻される。本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価格は、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の総額を、発行済受益証券口数で除することによって算定される。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

対象期間：2025年2月1日～2025年7月31日

(米ドルで表示)

### 3. 投資対象ファンドへの投資

本シリーズ・トラストは、投資しているが連結していない非上場のオープンエンド型投資ファンドが、以下の理由からストラクチャード・エンティティ(structured entity)の定義を満たしていると判断した。

- 当該ファンドの議決権は、管理業務のみに関わるものであるため、支配権者を決定する上で支配的な権利ではない。
- 各ファンドの活動は、目論見書によって制限されている。および
- 各ファンドは、投資家に投資機会を提供するために、狭く明確な目的を持っている。

以下の表は、本シリーズ・トラストが連結していないが、持分を保有しているストラクチャード・エンティティの種類を示している。

ストラクチャード・エンティティの種類	性質と目的	本シリーズ・トラストが保有する持分
投資ファンド	第三者の投資家に代わって資産を運用し、投資運用会社の手数料を得るため。これらのピークルは、投資家に受益証券を発行することで資金を調達する。	投資先ファンドに占める持分割合(%)

## 外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

## 財務諸表注記

対象期間: 2025年2月1日 ~ 2025年7月31日

(米ドルで表示)

## 3. 投資対象ファンドへの投資(続き)

2025年7月31日および2025年1月31日現在、投資対象ファンドは米ドル建てである。下表は、2025年7月31日および2025年1月31日の時点における本シリーズ・トラストの投資対象ファンドへの投資を要約したものである。

2025年7月31日								
戦略/投資対象ファンド	金額	公正価値	投資先 ファンド に占め る持分 割合 (%)	投資先 ファンド に占める 持分割合 (%)米ド ルクラス	本シリー ズ・トラ ストの純資 産に占 める割 合(%)	許可済の 償還額	ロック・ アップ	レベル
<b>マルチ・ストラテジー:</b>								
マン・アクティブ・パ ランスI米ドル建て	33,105,208	38,289,872	14.81%	100%	95.77%	日次	なし	レベル2
2025年1月31日								
戦略/投資対象ファンド	金額	公正 価値	投資先 ファンド に対す る持分 (%)	投資先 ファンド に対す る持分米ド ルクラス	本シリー ズ・トラ ストの純資 産額	解約 可能	ロック アップ	レベル
<b>マルチ・ストラテジー:</b>								
マン・アクティブ・パ ランスI米ドル建て	34,448,000	41,166,629	14.56%	99.99%	96.15%	日次	なし	レベル2

## 4. 株主資本

米ドル・クラス解約可能受益証券は当初、初回募集期間に発行価格で投資家に提供されており、最小発行規模に達することを条件として初回の期間終了日に発行される。

初回の期間終了日を含む、それ以降の期間において、投資家は、各投資クラス解約可能受益証券に対して、最小購入額に達することを条件に、各取引日における該当する投資クラス解約可能受益証券の口数当たりの純資産価値に一致する価格で購入できるものとする。各クラスの解約可能受益証券における1口当たりの純資産価値は該当する取引日を基準に計算される(かかる取引日が評価日でない場合、直前の評価日を採用する)。最低購入口数は1口であり、その後1口単位で買い増すことが可能である。購入の合計額は、口数の端数を切り捨てて計算する。未払購入代金はないものとする。

信託約款の条件に基づき、受託会社は、受益者のみをかかるとなる氏名で登録済の解約可能受益証券に対して権利、権原、または権益を有する解約可能受益証券の絶対的所有者と見なし、相反するいかなる通知にも拘束されない。受託会社は、信託約款の規定および管轄権を有する裁判所の命令を除き、いかなる信託の通知や執行にも拘束されず、かかる解約可能受益証券に対する権原に影響を及ぼすいかなる信託、資本、およびその他の権益も認めない。

## 外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

## 財務諸表注記

対象期間:2025年2月1日～2025年7月31日

(米ドルで表示)

## 4. 株主資本(続き)

本発行および全額払込済資本は以下のように構成される。

	2025年7月31日	2025年1月31日
	米ドルクラス口 口数	
期首/年度初日における口数	397,359	421,194
購入口数	-	1,600
解約口数	-	(25,435)
期末/年度末における口数	397,359	397,359

投資家は、初回募集期間中において、初回募集期間の最終日午後7時(日本時間)までに管理事務代行会社へ完全な購入契約書を送付するか、管理会社が独自に決定する日時までに完全な購入契約書を送付することで、投資クラスの解約可能受益証券を購入できるものとする。

解約可能受益証券は、初回募集期間の終了日、または適切な取引日(該当する場合)に発行される。

解約可能受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社、投資運用会社、または他のいかなる正当な権限を有する代理人もしくは代行者も、管理事務代行会社と事前に合意した電子メールまたはその他の電子手段で送信された申込が判読または受信できない結果として被ったいかなる損失にも責任を負わず、正当な権限を適切に有する人物が署名した指示を当人が誠実に行った結果として生じたいかなる損失にも責任を負わないことに留意するものとする。

投資運用会社は、上述のとおり適切に申込および支払が完了しなかった場合に、独自の判断で解約可能受益証券の申込を全部または一部断る、および取引日に発行された解約可能受益証券の申込を断る権利を留保し、考慮の余地なく強制的に買戻すことができるものとする。

受託会社またはその権限を移譲された代行者は、解約可能受益証券の申込者(または譲受人)、受益者たる所有者/管理人(該当する場合)、および購入金の支払元を確認するために必要な情報を請求する権利を留保する。事情が許せば、受託会社またはその権限を移譲された代行者は、ケイマン諸島の反マネーロンダリング規則(2020年改正、随時改正される)またはその他の準拠法に定めた免除が適用されると見なし、完全なデュー・デリジェンスが不要と判断することもある。ただし、解約可能受益証券の受益権から得た収入またはその移転に先立ち、詳細な確認情報を請求する可能性はある。

投資家は、各買戻日に、管理事務代行会社に対し、管理事務代行会社が購入の対価として収入を受け取った投資コースの解約可能受益証券を買戻すように請求することができる。買戻の請求をするためには、受益者は、該当する買戻日の直前にあたる買戻通知書の日付の午後7時(日本時間)、または投資運用会社が独自の判断で決定するその他の日時(以下「買戻通知書の締切」という)までに、管理事務代行会社と事前に合意した形式またはその他の電子手段で、解約可能受益証券の買戻口数を記載した完全な買戻通知書を管理事務代行会社へ提出しなければならない。

各投資コースの解約可能受益証券1口当たりの買戻価格は、かかる投資コースの該当する買戻日における1口当たりの純資産価値で計算される(かかる買戻日が評価日と異なる場合は直前の評価日を採用する)(以下「買戻価格」という)。

本シリーズ・トラストにおいて解約可能受益証券の交換は認められない。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

対象期間: 2025年2月1日 ~ 2025年7月31日

(米ドルで表示)

## 5. 報酬および費用

### 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、純資産の最初の250,000,000米ドルに対して0.08%、次の250,000,000米ドルの純資産に対して0.07%、500,000,000米ドルを超える純資産に対して0.06%の年間手数料を受け取る。月々の最低手数料は7,000米ドルとする。2025年7月31日および2024年7月31日に終了した期間において管理事務代行会社が獲得した報酬、ならびに2025年7月31日および2025年1月31日の時点で管理事務代行会社に支払うべき未払いの報酬は、それぞれ包括利益計算書および財務状態計算書に開示されている。

### 専門家報酬

専門家報酬には、法務および監査費用が含まれる。2025年7月31日および2024年7月31日に終了した期間において支払われた報酬、ならびに2025年7月31日および2025年1月31日の時点で名義書換代行会社に支払うべき未払いの報酬は、それぞれ包括利益計算書および財務状態計算書に開示されている。

## 6. 営業費用

本シリーズ・トラストは、監査報酬、法務報酬、ならびに投資の取得および売却に伴う費用などの手数料をはじめ、その他すべての通常の営業費用を支払う責任を負う。これらの費用は、本シリーズ・トラストが関連する便益を受け取る期間全体で生じ、包括利益計算書の一般管理費に計上される。

## 7. 課税

トラストは、ケイマン諸島政府により、2063年12月2日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。現時点において、上記の諸税がケイマン諸島により課されることはない。

本シリーズ・トラストは、複数の国において投資収益およびキャピタル・ゲインに対して課される源泉徴収税を発生させる可能性がある。この投資収益またはキャピタル・ゲインは、包括利益計算書において、源泉徴収税を含んだ総額として記載される。源泉徴収税は、包括利益計算書における独立した1つの項目として記載される。2025年7月31日および2024年7月31日に終了した期間において、源泉徴収税の支払または未払いはなかった。

本シリーズ・トラストは、ケイマン諸島以外の国に所在する企業の株式に投資を行う場合がある。これらの国々の多くでは、投資対象ファンドを含む非居住者にも適用される、キャピタル・ゲインへの課税を定めた税法が導入されている。これらのキャピタル・ゲインへの課税額は申告納税方式により決定される必要があるため、これらの課税については投資対象ファンドの仲介業者による「源泉徴収」ベースでの控除は行わない。

IAS第12号「法人所得税」に従い、本シリーズ・トラストは、特定の外国における関連する税務当局がすべての事実および状況について完全な知識を持っていることを前提として、同当局が同国の税法に基づき、本シリーズ・トラストが同国において獲得したキャピタル・ゲインに対して租税債務を要求する可能性が高い場合、この租税債務を認識することが要求される。この租税債務は、同国における税法および導入された税率または当該報告期間末において実質的に導入された税率により、該当する税務当局に対して支払うべき額として算定される。但し、現行の税法がオフショア投資の本シリーズ・トラストに対してどのように適用されるかについては不明確な場合がある。この場合、租税債務が最終的に本シリーズ・トラストの負担になるかどうかに関して不確実性が生じる。従って、運営者は、不確実な租税債務を測定する際に、関連の税務当局が公式または非公式な方法によりどのような課税を行っているかを含む、その時点で税負担の可能性に影響を及ぼしうる入手可能な関連事実および状況につき、これらすべてを考慮に入れるものとする。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

対象期間:2025年2月1日~2025年7月31日

(米ドルで表示)

## 7. 課税(続き)

2025年7月31日および2024年7月31日の時点において、管理会社は、本シリーズ・トラストが、付属の財務諸表上に計上すべき未実現の税控除に対する負債が存在しないと判断した。管理会社は最善を尽くして上記の判断を下したが、本シリーズ・トラストが獲得したキャピタル・ゲインに対して外国の税務当局が課税するリスクは排除できない。これは事前の通告なしに生じ得るものであり、遡及的に課税される可能性もあり、その結果として本シリーズ・トラストの損失を招く可能性がある。

## 8. 関連当事者間取引

一方の当事者が他方の当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方の当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。受託会社、報酬代行会社、管理会社、投資運用会社、販売会社、管理会社代行サービス会社、および代行協会員は、すべて本サービス・トラストの関連当事者である。すべての報酬は、特に明記されていない限り、管理事務代行会社によって本シリーズ・トラストの資産から支払われる。

### 受託会社報酬

受託会社は、10,000米ドルの年間固定報酬を受け取る権利を有する。受託会社はさらに、その職務の遂行により適切に発生したすべての自己負担経費につき、払い戻しを受ける権利を有する。2025年7月31日および2024年7月31日に終了した期間において受託会社が得た報酬、ならびに2025年7月31日および2025年1月31日の時点で受託会社に支払うべき未払いの報酬は、それぞれ包括利益計算書および財務状態計算書に開示されている。

### 投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日までに蓄積され、同日に計算された純資産価値の0.15%を年当たりの報酬として受け取る権利を有し、同報酬は後払いで毎月支払われるものとする。2025年7月31日および2024年7月31日に終了した期間において投資運用会社が獲得した報酬、および2025年7月31日および2025年1月31日の時点で投資運用会社に支払うべき未払いの報酬は、それぞれ包括利益計算書および財務状態計算書に開示されている。

### 報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、各評価日までに蓄積され、同日に計算された純資産価値の0.12%(以下「運営費用報酬」という)を年当たりの報酬として受け取る権利を有し、同報酬は四半期ごとの後払いで各評価日に支払われるものとする。運営費用報酬は、受託会社の代理人として管理事務代行会社が支払うものとする。2025年7月31日および2024年7月31日に終了した期間において報酬代行会社が獲得した報酬、ならびに2025年7月31日および2025年1月31日の時点で報酬代行会社に支払うべき未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および財務状態計算書に開示されている。

疑義のないように記すと、報酬代行会社は、投資運用会社報酬、監査報酬、設立費用、販売手数料、管理事務代行報酬、保管料、証券取引に関連するあらゆる仲介手数料、監査報酬および費用に含まれていない法務および監査経費、本シリーズ・トラストまたは本トラストの名義において、政府機関および省庁に支払うべき年間費用、あらゆる保険料、目論見書の提供および本付属書類34およびその他の類似する提供文書に関連するあらゆる費用、およびかかる文書の作成、印刷、翻訳および提供に関する費用、証券の購入または処分に関連する税金、法務または補償費用、ライセンス、税務報告、反マネーロンダリングのコンプライアンスおよびモニタリング、本シリーズ・トラストの終了または清算に関連する費用、およびその他通常は発生しない特別な費用および経費につき、これらの支払に対する責任を負わない。

運営費用報酬のみで通常経費を支払うのに十分ではない場合、報酬代行会社は未払金すべてについて債務を負う。通常経費を支払った後の残余の額については、本シリーズ・トラストの報酬代行会社としての業務に対する報酬として、報酬代行会社が保持するものとする。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

対象期間：2025年2月1日～2025年7月31日

(米ドルで表示)

## 8. 関連当事者間取引(続き)

### 管理会社報酬

管理会社は、年当たり5,000米ドルを投資管理報酬として受け取る権利を有し、同報酬は月割りの後払いで支払われるものとする。かかる報酬は報酬代行会社によって支払われる。疑義のないように記すと、管理会社は、管理報酬の支払につき、その減少または放棄を独自の判断で決定できる。2025年7月31日および2024年7月31日に終了した期間において管理会社が獲得した報酬、ならびに2025年7月31日および2025年1月31日の時点で管理会社に支払うべき未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および財務状態計算書に開示されている。

### 代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日までに蓄積され、同日に計算された純資産価値の0.01%を年当たりの報酬として受け取る権利を有し、同報酬は四半期ごとの後払いで支払われるものとする。2025年7月31日および2024年7月31日に終了した期間において代行協会員が獲得した報酬、ならびに2025年7月31日および2025年1月31日の時点で代行協会員に支払うべき未払いの報酬は、それぞれ包括利益計算書および財務状態計算書に開示されている。

### 管理会社代行サービス会社

管理会社代行サービス会社は、各評価日までに蓄積され、同日に計算された下記の報酬を受け取る権利を有する。

- (i) 計算期間における当該クラスの受益証券1口当たりの純資産価値が各評価日に2%未満の幅で増加した場合（総分配金再投資後の1口当たりの純資産額を使用）、各計算評価日において、当該クラスに帰属する純資産額の年率0.05%の報酬、または
- (ii) その他のすべての場合は、当該クラスに帰属する純資産価値の年率0.20%の報酬がいずれの場合も実数 / 365日で発生し、月割りの後払いで支払われるものとする。報酬は、支払期限の到来した月の末日から合理的な期間内に支払われるものとする。誤解のないように記すと、最初の計算評価日より前の各評価日においては、上記(ii)項に基づいて報酬を算出する。

2025年7月31日および2024年7月31日に終了した期間において管理会社代行サービス会社が獲得した報酬、ならびに2025年7月31日および2025年1月31日の時点で管理会社代行サービス会社に支払うべき未払の報酬は、それぞれ包括利益計算書および財務状態計算書に開示されている。

### 販売報酬

販売会社は、各評価日までに蓄積され、同日に計算された下記の報酬を受け取る権利を有する。

- (i) 計算期間における当該クラスの受益証券1口当たりの純資産価値が各評価日に2%未満の幅で増加した場合、各計算評価日において、当該クラスに帰属する純資産額の年率0.40%の報酬、または
- (ii) その他のすべての場合は、当該クラスに帰属する純資産価値の年率0.75%の報酬が発生する。

2025年7月31日および2024年7月31日に終了した期間において販売会社が獲得した報酬、ならびに2025年7月31日および2025年1月31日の時点で販売会社に支払うべき未払いの報酬は、それぞれ包括利益計算書および財務状態計算書に開示されている。

## 外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

## 財務諸表注記

対象期間：2025年2月1日～2025年7月31日

（米ドルで表示）

**9. 金融商品および関連リスク****9.1 本シリーズ・トラストの主なリスクファクター**

本シリーズ・トラストの投資ポートフォリオは、投資対象ファンドのみで構成される。本シリーズ・トラストの運用は、様々な財務リスクを伴う。具体的には、市場リスク（通貨リスク、金利リスク、価格リスクを含む）、信用リスク、および流動性リスクである。これらのリスク管理は、受託会社が承認した各種ポリシーに基づき、管理会社が担当する。

本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドに投資する別の事業体の行動によって、重大な影響を受ける可能性がある。例えば、投資対象ファンドの受益証券を保有する他の投資家の投資対象ファンドの持分の一部または全部が買い戻された場合、投資対象ファンド、ひいては本シリーズ・トラストに比例配分される運営費が増加し、それによってリターンが低下する可能性がある。同様に、投資対象ファンドは、他の受益証券保有者の持分の買い戻りによって分散度が低下し、ポートフォリオ・リスクが増大する可能性がある。投資対象ファンドは、その直接的または間接的な投資家の一部に対する規制などにより、その投資活動を制限したり、特定の商品への投資を妨げられる可能性があり、投資対象ファンド、ひいては本シリーズ・トラストのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

**(A) 市場リスク***(i) 通貨リスク*

本シリーズ・トラストが保有する損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産、現金および同等物、その他の資産および負債はすべて米ドル建てであるため、管理会社は本シリーズ・トラストの通貨リスクに対するエクスポージャーはほとんどなく、外国為替レートの実勢レベルの直接的な変動によるリスクを受けないと考えている。

但し、本シリーズ・トラストが投資する投資対象ファンドの投資は、本シリーズ・トラストの機能通貨以外の通貨建てであったり、相場が決まったりする可能性がある。このため、外国為替レートの変動が本シリーズ・トラストのポートフォリオの価値に影響を与える可能性がある。

*(ii) 金利リスク*

金利リスクとは、一般的に、金利が低下すると債券の価格が上昇し、金利が上昇すると債券の価格が低下するリスクを指す。一般的に、長期の有価証券の価格は、短期の有価証券の価格に比べて、金利の変動に対する反応が大きくなる。短期または長期の金利が急激に上昇したり、本シリーズ・トラストの運営者が予想しなかった方法で変化した場合、本シリーズ・トラストが損失を被る可能性がある。金利が変動する場合、証券のデュレーションは、債務証券の債務価格の変化の度合いを示すものとして使用することができる。証券のデュレーション値が大きいほど、一定の金利の動きに対する債務証券の価格の変化が大きくなる可能性がある。そのため、純資産額が変動する可能性がある。

本シリーズ・トラストは、金利リスクに直接晒されることはないが、投資対象ファンドへの投資を通じて金利に間接的に晒されている。

投資対象ファンド（および間接的に本シリーズ・トラスト）の投資の利回りは、一般的な金利の変化に影響を受ける可能性があり、その結果、投資対象ファンドの資産利回りと借入金利との間にミスマッチが生じ、投資から得られるインカムが減少または消滅する可能性がある。

金利が上昇すると、一般的に債券の価格が下落し、投資対象ファンドの（そして間接的に本シリーズ・トラストの）投資の価値が低下する。金利の大幅な変動や投資対象ファンド（間接的には本トラスト）の投資先の市場価値の大幅な下落、またはその他の市場事象により、マスターファンドの投資家の投資先（間接的には本シリーズ・トラストの受益証券保有者の投資先）の価値、またはその利回りが低下する可能性がある。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

対象期間: 2025年2月1日 ~ 2025年7月31日

(米ドルで表示)

## 9. 金融商品および関連リスク(続き)

### 9.1 本シリーズ・トラストの主なリスクファクター(続き)

#### (A) 市場リスク(続き)

##### (ii) 金利リスク(続き)

金利が変動した場合、通常、デュレーションの長い負債証券の価値は、デュレーションの短い負債証券の価値よりも大きく変動する。

本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドの投資への間接的なエクスポージャーを通じて、債券に投資する場合がある。実勢金利の変化や将来の金利に対する期待値の変化により、保有する有価証券の価値が増加または減少する可能性がある。

本シリーズ・トラストの金融資産の大部分は無利息であり、その結果、本シリーズ・トラストは市場金利が現行水準で変動しても重大なリスクを負わない。利付金融商品は主に現金および現金同等物に表示され、その金額は1,826,924米ドル(2025年1月31日の時点では1,840,928米ドル)に相当する。

2025年7月31日および2025年1月31日の時点で、その他の全ての変数が一定の条件で金利が50ベース・ポイント上下した場合、当ファンドのプライム・ブローカーへの預金における利息収入の増減に伴い、純資産は約913米ドル(2025年1月31日の時点では920米ドル)増加または減少する。

##### (iii) 市場価格リスク

投資対象ファンドが保有する証券の市場価格は上下に変動する可能性があり、場合によっては急激に、または予測とは異なる値動きをする可能性がある。証券の価値は、証券市場一般や、証券市場の特定業種に影響を与える諸要因によって下落する場合がある。特定の証券の価値は、特定の企業に具体的に関連していない市場全般の環境により下落し得るものであり、そのような例としては、実際または見かけ上の経済状況の悪化、特定の証券または金融商品に対する需給関係、企業収益に対する全般的な見通しの変化、金利または為替レートの変動、あるいは投資家心理の悪化が挙げられる。また、労働力不足や製造コストの上昇、特定の業界内における競争環境など、特定の業界または業界群に影響を及ぼす要因によっても、証券価格が下落する可能性がある。証券市場全体が下降傾向にある場合、複数の資産クラスの価値が同時に下落する場合がある。株式は債券に比べて、価格の騰落率がより大きい。

2025年7月31日の時点で投資対象ファンドへの投資の市場価格が1%上昇した場合、純資産は382,899米ドル増加する(2025年1月31日の時点では411,666米ドル)。反対に1%下落した場合、他の条件が同じであれば、同額だが逆の効果をもたらすことになる。

## 外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

## 財務諸表注記

対象期間: 2025年2月1日 ~ 2025年7月31日

(米ドルで表示)

## 9. 金融商品および関連リスク(続き)

## 9.1 本シリーズ・トラストの主なリスクファクター(続き)

## (A) 市場リスク(続き)

## (iii) 市場価格リスク(続き)

以下の表は、2025年7月31日時点での本シリーズ・トラストの純資産に占める割合として、投資対象ファンドの市場価格リスクの地理的集中度をまとめたものである。

本シリーズ・トラストが投資を行っている国	公正価値	純資産に占める割合(%)
<b>証券への投資</b>		
オーストラリア	1,576,977	0.61%
カナダ	1,363,350	0.53%
EU	(91,203,284)	(35.27%)
フランス	92,695,604	35.85%
ドイツ	112,487	0.04%
香港	733,065	0.28%
日本	443,488	0.17%
オランダ	(150,534)	(0.06%)
シンガポール	608,849	0.24%
南アフリカ	133,345	0.05%
韓国	(1,267,788)	(0.49%)
スウェーデン	889,184	0.34%
スイス	(93,932)	(0.04%)
英国	419,837	0.16%
米国	252,312,385	97.59%
<b>証券への投資合計</b>	<b>258,573,033</b>	<b>100.00%</b>

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

対象期間: 2025年2月1日 ~ 2025年7月31日

(米ドルで表示)

## 9. 金融商品および関連リスク(続き)

### 9.1 本シリーズ・トラストの主なリスクファクター(続き)

#### (A) 市場リスク(続き)

##### (iii) 市場価格リスク(続き)

以下の表は、2025年1月31日時点での本シリーズ・トラストの純資産に占める割合として、投資対象ファンドの市場価格リスクの地理的集中度をまとめたものである。

本シリーズ・トラストが投資を行っている国	公正価値	純資産に占める割合(%)
<b>証券への投資</b>		
オーストラリア	8,040,786	2.84%
カナダ	217,269	0.09%
中国	69,340	0.02%
EU	491,824	0.17%
フランス	102,803,802	36.36%
ドイツ	(277,330)	(0.10%)
香港	35,092	0.01%
イタリア	(109,148)	(0.04%)
インド	7,171	0.00%
日本	50,777,163	17.96%
シンガポール	39,529	0.01%
南アフリカ	(12,731)	0.00%
韓国	60,601	0.02%
スウェーデン	417,887	0.15%
スイス	898,508	0.32%
台湾	4,317	0.00%
英国	327,371	0.12%
米国	92,207,646	32.61%
<b>証券への投資合計</b>	<b>255,999,097</b>	<b>90.54%</b>

#### (B) 信用リスク

発行体の信用格付けや発行体の信用力に対する市場の認識の変化が、本シリーズ・トラストの投資対象ファンドへの投資の価値に影響を与える可能性がある。信用リスクの度合いは、発行体の財務状況と債務条件の両方に依存する。

本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドへの投資により、投資対象ファンドが保有する可能性のある負債商品に関連する信用リスクに晒される。投資対象ファンドが保有する上場証券のすべての取引は、承認された証券会社を使用して引渡し時に決済/支払が行われる。販売した有価証券の引渡しは、証券会社が代金を受け取った後に行われるため、デフォルトのリスクは最小限であると考えられる。決済は、証券会社が証券を受け取った時点で行われる。どちらかの当事者が義務を果たさなければ、この取引は成立しないことになる。

投資運用会社は、本シリーズ・トラストのクレジット・ポジションを継続的にモニタリングしている。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

対象期間: 2025年2月1日 ~ 2025年7月31日

(米ドルで表示)

## 9. 金融商品および関連リスク(続き)

### 9.1 本シリーズ・トラストの主なリスクファクター(続き)

#### (B) 信用リスク(続き)

2025年7月31日および2025年1月31日の時点で、本シリーズ・トラストのすべての金融資産の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、財務状態計算書に記載されている帳簿価額である。本シリーズ・トラストは、担保やその他の信用補完を行っていない。これらの資産はいずれも減損しておらず、期日を過ぎてもない。

投資対象ファンドの証券取引の清算および預託業務は、主としてそれらのカストディアンに集中している。本シリーズ・トラストは、実績が豊富で定評のある三菱UFJインベスターサービス銀行(ルクセンブルグ)S.A.と取引を行うことで、信用リスクに対するエクスポージャーを最小限に抑えている。なお、同行は2025年7月31日時点で、スタンダード・アンド・プアーズからAの格付けを取得している(2025年1月31日の時点でもAを取得)。2025年7月31日および2025年1月31日の時点で、現金は実質上全額同行に預けられている。

金融資産の帳簿価額は、報告日における最大の信用リスク・エクスポージャーを的確に示している。また、満期までの残存期間が短い場合、この値は金融資産の償却原価に相当する。

2025年7月31日および2025年1月31日の時点において、本シリーズ・トラストにおける信用リスク・エクスポージャーを抱える金融資産の金額は以下のとおりである。

	2025年7月31日	2025年1月31日
投資対象ファンドに対する投資	38,289,872	41,166,629
現金および現金同等物	1,826,924	1,840,928
期限前償還およびその他の資産	1,511	-
	米ドル 40,118,307	米ドル 43,007,557

#### (C) 流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資を購入または売却することが困難な場合に生じる。本シリーズ・トラストによる非流動性証券への投資は、かかる非流動性証券を有利な時期または価格で売却することが不可能である場合があるため、本シリーズ・トラストのリターンを減少させる可能性がある。

以下の表は、本シリーズ・トラストが保有する金融負債につき、財務状態計算書の日付から契約上の満期日までの残存期間に基づき、満期でグループ化して分析したものである。本表に記載した額は、契約上の割引前キャッシュフローである。

2025年7月31日現在	3か月以下	3か月から1年	合計
未払管理事務代行報酬	7,644	-	7,644
未払専門家報酬	13,768	-	13,768
未払販売報酬	17,010	-	17,010
未払報酬代行会社報酬	15,931	-	15,931
未払代行協会会員報酬	1,328	-	1,328
未払管理会社代行サービス会社報酬	3,174	-	3,174
未払投資運用会社報酬	5,079	-	5,079
その他の未払金	74,496	-	74,496

138,430	-	138,430
---------	---	---------

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

対象期間：2025年2月1日～2025年7月31日

(米ドルで表示)

## 9. 金融商品および関連リスク(続き)

### 9.1 本シリーズ・トラストの主なリスクファクター(続き)

#### (C) 流動性リスク(続き)

2025年1月31日現在	3か月 以下	3か月 から1年	合計
未払管理事務代行報酬	7,890	-	7,890
未払専門家報酬	25,307	-	25,307
未払販売報酬	14,841	-	14,841
未払報酬代行会社報酬	17,268	-	17,268
未払代行協会員報酬	1,439	-	1,439
未払管理会社代行サービス会社報酬	1,855	-	1,855
未払投資運用会社報酬	5,560	-	5,560
未払償還額	32,145	-	32,145
未払受託会社報酬	7,023	-	7,023
その他の未払金	80,799	-	80,799
	194,127	-	194,127

管理会社は、本シリーズ・トラストの流動性ポジションを継続的に監視し、非流動性資産には投資を行わない。

本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドへの投資により、投資対象ファンドの目論見書に記載された条件に従い、受益証券保有者の買戻に伴う流動性リスクに晒されている。本シリーズ・トラストは、通常の流動性需要を満たすのに十分な流動性投資を含むように管理されているが、本シリーズ・トラストの受益証券を大量に買戻す場合には、買戻のための現金を調達するために、他の方法では望めないほど迅速に、投資対象ファンドへの投資を清算しなければならない可能性がある。これらの要因は、買戻に対応するためにより流動性の高い資産を売却した場合、買戻された受益証券の価値や発行済の受益証券の評価、本シリーズ・トラストの残存資産の流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。

2025年7月31日および2025年1月31日に終了した年度/期間において、投資対象ファンドに関して適用された買戻し手数料はなかった。

#### (D) リスク管理

本シリーズ・トラストの管理会社チームは、投資対象ファンドおよび定量的リスク数値について定期的に報告業務を行う、特定のリスク管理システムおよび専門家の支援を受ける。

本シリーズ・トラストの資本は、受益証券保有者に帰属する純資産で表される。

本シリーズ・トラストは、受益証券保有者の判断で日々の募集や買戻しが行われるため、受益証券保有者に帰属する純資産額は日々大きく変動する可能性がある。本シリーズ・トラストの資本管理の目的は、受益証券保有者へのリターンとその他のステークホルダーへの利益を提供するために、本シリーズ・トラストの継続企業としての能力を保護し、シリーズ・トラストの投資活動の発展を支えるために強固な資本基盤を維持することである。資本構造を維持あるいは調整するために、本シリーズ・トラストの方針として、以下のことを行う。

- 流動資産に対する日次の購入および買戻しの水準をモニタリングし、本シリーズ・トラストが受益証券保有者に支払う分配金の額を調整する。
- 本シリーズ・トラストの契約文書に基づいて、買戻しおよび新受益証券の発行を行う。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

対象期間: 2025年2月1日 ~ 2025年7月31日

(米ドルで表示)

## 9. 金融商品および関連リスク(続き)

### 9.1 本シリーズ・トラストの主なリスクファクター(続き)

管理会社は、受益証券保有者に帰属する純資産の価値に基づいて資本をモニタリングする。

### 9.2 本シリーズ・トラストのその他のリスク

#### (A) 保管リスク

本シリーズ・トラストによる投資対象ファンドへの投資に関して、受託会社および管理会社のいずれもその管財の権利を持たない。保管会社または、保管会社の役割を果たすべく選択されたその他の銀行あるいは仲介業者は破綻する可能性があり、この場合、本シリーズ・トラストは、これらの保管会社が保有するファンドまたは証券の全体または一部を失う可能性がある。

#### (B) 免責リスク

受託会社、管理会社、管理事務代行会社、投資運用会社、およびその他の関係者、およびそれらの代理人、代表者、役員、社員、および関係者は、1口当たり純資産価値が低下するような特定の状況において、本シリーズ・トラストの資産に対する責任を免じられる権利を有する。

#### (C) 決済リスク

一部の海外市場における決済および精算手続きは、米国、欧州連合、および日本における場合とは大きく異なる。海外市場における決済および精算手続き、および取引関連の規制に関連して、米国内での投資の決済では通常発生しない特定のリスク(証券に対する支払や証券の提供の遅延等)が生じる可能性がある。場合によっては、一部の外国における決済において、取引された証券の口数が一致しない場合がある。これらの問題は、投資対象ファンド、最終的には管理会社が本シリーズ・トラストの口座に対する取引を行うことを困難にする可能性がある。管理会社が原資産となる証券の購入を決済できないか、決済が遅延した場合、有利な投資機会を取り逃がす可能性があり、結果として本シリーズ・トラストの資産の一部が未投資となり、一定の期間においてリターンを獲得できない結果が生じる可能性がある。

投資対象ファンド、最終的には管理会社が証券の売却の決済ができないか、決済が遅延した場合、かかる原資産証券の価値がその後下落すると本シリーズ・トラストに対して損失が発生し得る。あるいは、管理会社がかかる証券を第三者に売却する契約を結んでいた場合、本シリーズ・トラストは発生したすべての損失に対して補償責任を負う可能性がある。

#### (D) デリバティブ

本シリーズ・トラストの資産は、デリバティブへの直接投資には使用されない。本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドへの投資を通じて、デリバティブへの投資に関連するリスクに晒される可能性がある。これには下記が含まれる。

- 信用リスク: デリバティブ取引のカウンターパーティ(取引の相手方)が本シリーズ・トラストに対する金融債務を履行できなくなるリスク。

- レバレッジ・リスク:ある種の投資または取引戦略に関連して、比較的小さな市場の動きが投資の価値を大きく変化させるリスク。レバレッジを用いた一部の投資または取引戦略によって、当初の投資額を大幅に上回る損失を被る可能性がある。
- 流動性リスク:特定の有価証券を売り手が購入を望む時期に、または売り手はその有価証券に現在価値があると考えられる価格で売却することが困難または不可能になるリスク。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

対象期間: 2025年2月1日 ~ 2025年7月31日

(米ドルで表示)

## 9. 金融商品および関連リスク(続き)

### 9.2 本シリーズ・トラストのその他のリスク(続き)

2025年7月31日および2025年1月31日の時点で、本シリーズ・トラストは、ネットティング契約や類似の取り決めの対象となるデリバティブ資産およびデリバティブ負債を保有していない。

#### (E) カウンターパーティ・リスクおよび仲介リスク

管理会社またはその権限を移譲された者が、本シリーズ・トラストの口座のために取引または投資を行う相手先である、銀行や証券会社を含む金融機関およびカウンターパーティは、財政状態が悪化し、本シリーズ・トラストに関してそれぞれが抱える債務の履行が不可能になる可能性がある。このような債務不履行が発生した場合、本シリーズ・トラストは大きな損失を被る可能性がある。管理会社はさらに、特定の取引の安全性を高めるため、本シリーズ・トラストの口座のためにカウンターパーティに対して担保を差し入れる場合がある。2025年7月31日および2025年1月31日に終了した年度/期間において、管理会社はいかなる担保も差し入れていない。

本シリーズ・トラストは、財政状態計算書において、いかなる金融資産または金融負債についても相殺を行ってない。

#### (F) 発生収益および分配

受益証券は、必ずしも利息を発生させるとは限らない。分配金は(もしある場合)、受益証券に帰属する投資元本から、その全体または一部を支払うものとするが、その代わりに発生収益がゼロである場合もある。分配は、実質的に投資家に対する当初資本の返還またはキャピタル・ゲインを意味するため、分配額が提供可能な収益を超過する場合、超過額分だけ資本が毀損することになる。この可能性に基づき、資産価値の下落や分配による投資家への資本還元によって、本シリーズ・トラストの投資価値の低下が考えられることから、投資元本の安全性確保を求める投資家はその目標を達成できない可能性がある。本シリーズ・トラストが収益を上げない場合、受益者が受益証券の買戻により受け取る買戻価格は、受益者の当初の投資額を下回る可能性がある。

発生収益は、投資対象ファンドが支払う分配金の受領に部分的に依存している。投資対象ファンドが分配金の支払をできなかつたり、支払金額が本シリーズ・トラストに適用される非条約税率の上昇などにより予想よりも少ない場合、本シリーズ・トラストの利益はそれに応じて投資家が従前期待していたよりも少なくなる可能性がある。さらに、分配金を受け取る時点の金利が年間で低下した場合にも、これにより発生収益が予想を下回る可能性がある。

投資対象ファンドは当期間に分配金を支払っていない。

#### (G) 投資対象ファンドの持分の非保有

受益証券のリターンは、とりわけ、投資対象ファンドのパフォーマンスに依存する。受益証券への投資は、受益証券保有者に対し、投資対象ファンドの直接持分を与えるものではない。

#### (H) 本シリーズ・トラストの早期終了

本シリーズ・トラストの最終買戻日は2027年1月31日に予定されているが、強制買戻事由が発生した場合、かかる最終買戻日が前倒して実施される。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

対象期間: 2025年2月1日 ~ 2025年7月31日

(米ドルで表示)

## 9. 金融商品および関連リスク(続き)

### 9.3 公正価値測定およびヒエラルキーの設定

本シリーズ・トラストはIFRS第13号「公正価値の測定」を適用しており、金融資産と金融負債の両方に対し、公正価値のインプットとして、市場における最終取引価格を使用している。

「活発な市場」とは、当該資産または負債に対する取引が、継続的な価格情報を提供するのに十分な頻度および取引量で実行されている市場を指す。

活発な市場で取引されていない金融資産および金融負債の公正価値については、バリュエーションの手段を用いて決定する。本シリーズ・トラストは、様々な方法を利用し、各期末における市場環境に基づく仮定を作成する。オプション、通貨スワップ、およびその他の店頭デリバティブなどの非標準的金融商品に対して採用されるバリュエーションの手段としては、類似する最近のアームズレングス取引の使用、実質的に同内容の他の金融商品への参照、割引キャッシュフロー分析、オプション価格モデル、およびその他の市場参加者に広く使用されているバリュエーション技法の活用が挙げられ、市場インプットを最大限使用し、事業体固有のインプットに対する依存が可能なかぎり少なくなるようにする。

活発な市場が存在しない金融商品については、本シリーズ・トラストは、業界において一般に標準的であると認識されているバリュエーションの方法およびテクニックに通常基づいている、社内で開発したモデルを使用する場合がある。これらのモデルに対するインプットの一部は、市場において観察できる情報ではないため、仮定に基づく見積りである。モデルによるアウトプットは、常に確信を持って決定することができない見積りあるいは概算値であり、使用されたバリュエーションの手段は、本シリーズ・トラストが保有するポジションに関連するすべての要素を十分に反映したものでない場合がある。このため、バリュエーションは、適切な場合において、モデルリスク、流動性リスクおよびカウンターパーティ・リスクを含む追加の要素を含むように修正される。

本シリーズ・トラストは、測定に使用されるインプットの重要度を反映した公正価値ヒエラルキーを利用して、公正価値測定を分類する。

この公正価値ヒエラルキーは、以下の階層により構成される。

- ・ レベル1のインプットは、事業体が測定日においてアクセス可能な同一の資産または負債に対する、活発な市場における公表価格(未調整)を指す。
- ・ レベル2のインプットは、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、直接的あるいは間接的に、当該資産または負債に対する観察が可能なものを指す。
- ・ レベル3のインプットは、当該資産または負債に対する観察が不可能なインプットを指す。

公正価値測定がその全体として分類される公正価値ヒエラルキーにおけるレベルは、公正価値測定をその前提として捉えた場合に重要である最低レベルのインプットをベースとして決定されたものである。この目的のため、個別インプットの重要度は、全体としての公正価値測定と照らし合わせて評価される。特定の公正価値測定において、観察可能なインプットが使用できるものの、相当程度を観察不可能なインプットにより修正する必要がある場合でも、かかる測定はレベル3の測定となる。全体としての公正価値測定に対する、特定のインプットの重要性を評価するには、当該資産または負債に固有の要素を考慮した上での判断が求められる。

「観察可能」なインプットが何によって構成されるかについての決定も、管理会社の助言の下、管理事務代行会社の判断による部分が多い。管理事務代行会社は、管理会社の助言の下で、容易に入手可能であり、定期的に配布または更新され、信頼性および正確性が高く、社内情報ではなく、関連する市場に積極的に関与している独立系の情報源により提供された市場データを、観察可能なデータであるとみなす。

## 外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

## 財務諸表注記

対象期間: 2025年2月1日 ~ 2025年7月31日

(米ドルで表示)

## 9. 金融商品および関連リスク(続き)

## 9.3 公正価値測定およびヒエラルキーの設定(続き)

以下は、本シリーズ・トラストが保有する金融資産の価値測定にあたり、2025年7月31日時点で使用されたインプットに基づく公正価値測定の概要である。

	(未調整)活発な市場における同一商品の公表価格 (レベル1)	重要度の高いその他の観察可能なインプット (レベル2)	重要度の高い観察不可能なインプット (レベル3)	2025年7月31日における公正価値
<b>損益を公正価値で測定した金融資産</b>				
<b>投資対象ファンドへの投資</b>				
マン・アクティブ・バランスド (米ドルクラス)	\$ -	\$ 38,289,872	\$ -	\$ 38,289,872
<b>損益を公正価値で測定した金融資産</b>	\$ -	\$ 38,289,872	\$ -	\$ 38,289,872

以下は、本シリーズ・トラストが保有する金融資産の価値測定にあたり、2025年1月31日時点で使用されたインプットに基づく公正価値測定の概要である。

	(未調整)活発な市場における同一商品の公表価格 (レベル1)	重要度の高いその他の観察可能なインプット (レベル2)	重要度の高い観察不可能なインプット (レベル3)	2025年1月31日時点の公正価値
<b>純損益を通じて公正価値で測定された金融資産</b>				
<b>投資対象ファンドへの投資</b>				
マン・アクティブ・バランスド (米ドルクラス)	\$ -	\$ 41,166,629	\$ -	\$ 41,166,629
<b>純損益を通じて公正価値で測定された金融資産</b>	\$ -	\$ 41,166,629	\$ -	\$ 41,166,629

2025年7月31日および2025年1月31日に終了した年度/期間において、レベル1、レベル2、およびレベル3の間の移転は生じなかった。

活発とは見なされない市場で取引される金融商品だが、市場の公表価格や仲買業者による値付け、または観察可能なインプットを参考にした代替的な価格設定者による価格付けより測定された商品については、レベル2に分類される。店頭デリバティブおよび負債証券は、このカテゴリーに含まれる。レベル2の金融商品には、活発な市場で取引されておらず/または移転に制限があるポジションが含まれるため、パリュエーションは、一般に入手可能な市場情報に基づいて非流動性および/または非移転性を反映して調整する場合がある。

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

財務諸表注記

対象期間:2025年2月1日～2025年7月31日

(米ドルで表示)

## 9. 金融商品および関連リスク(続き)

### 9.3 公正価値測定およびヒエラルキーの設定(続き)

投資対象ファンドの基準価額を計算する目的で、市場相場が容易に入手できる債券は、通常、確立されたマーケットメーカーまたはプライシングサービスから得られた相場に基づいて評価され、投資対象ファンドの財務諸表ではレベル2の投資に分類される。先物契約は、一般的に市場データによって裏付けられる観察可能なインプットを用いて評価されるため、投資対象ファンドの財務諸表ではレベル2の投資に分類される。2025年7月31日および2025年1月31日の時点で、すべての金融資産および金融負債はレベル2の投資に分類されている。

公正価値で測定された損益に基づかない金融資産および金融負債

- (i) 2025年7月31日および2025年1月31日の時点において、現金および現金同等物、およびその他すべての資産および負債(投資対象ファンドへの投資、未収受益証券売却代金、前払受託会社報酬、期限前償還およびその他の資産、および、未払管理会社報酬、未払管理会社代行サービス会社報酬、未払報酬代行会社報酬、未払販売報酬、未払名義書換代行会社報酬、未払管理事務代行報酬、未払保管手数料、未払専門家報酬、および未払代行協会員報酬およびその他の報酬および証券会社勘定借を含む)は、短期の金融資産および金融負債であると見なされ、かかる短期の性質により帳簿価額はほぼ公正価格と同一であると考えられる。

### 9.4 非連結のストラクチャード・エンティティへの投資

2025年1月31日現在、投資対象ファンドの純資産価値は282,751,453米ドルである。2025年1月31日現在、投資対象ファンドの投資額合計は254,664,596米ドルである。内訳は債券(ソブリン債および定期預金)254,991,333米ドル、先物契約資産4,088,433米ドル、同負債3,080,669米ドル、先渡契約資産113,655,738米ドル、同負債114,990,239米ドルである。

非連結ストラクチャード・エンティティへの投資のバリュエーションは、本シリーズ・トラストが、原資産ファンドの流動性または償還の制限およびコストを条件として投資を清算または償還した場合に受け取ることが期待される金額を表す。

投資対象ファンドにおける本シリーズ・トラストの持分に付随する権利は、他の投資家の権利と同様のものである。投資対象ファンドの受益証券の購入は、その募集要項に定められた権利に準拠している。本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドの募集要項の規定に従って、投資を定期的に清算または償還する能力を有している。投資対象ファンドの投資目的については、注記1を参照のこと。

## 10. 後発事象

受託会社は、本財務諸表の発行準備が整った日である2025年10月10日までのすべての後発取引および事象を評価した。

2025年8月1日から2025年9月5日までの期間に320,788.75米ドルの償還が発生した。

受託会社は、財務諸表において調整または追加の開示が必要な項目はないと認識している。

## &lt;参考情報&gt;

以下は、マン・ファンズVI・ピーエルシー - マン・アクティブ・バランスドの中間財務書類を抜粋し翻訳したものです。原文の中間財務書類は、マン・ファンズVI・ピーエルシーの全てのシリーズ・トラストにつき一括して作成されています。本書においては、関係するシリーズ・トラストであるマン・ファンズVI・ピーエルシー - マン・アクティブ・バランスドに関連する部分のみを記載しています。また、マン・ファンズVI・ピーエルシー - マン・アクティブ・バランスドには複数のクラスが存在しますが、本書にはクラスI(米ドル)クラスに関連する部分を抜粋して記載しています。

## マン・アクティブ・バランスド

## 財政状態計算書

2025年6月30日現在

(未監査)

	(米ドル)	(千円)
<b>資産</b>		
現金および現金同等物	66,813,228	9,816,199
ブローカーに対する担保債権残高	14,707,390	2,160,810
ブローカーからの未収金	1,291	190
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産：		
株式および運用ファンド	-	-
利付証券	192,606,255	28,297,711
デリバティブ	7,413,307	1,089,163
未収払込金	-	-
未収利息	43,280	6,359
未収分配金	-	-
その他の資産	115,164	16,920
<b>資産合計</b>	<u>281,699,915</u>	<u>41,387,352</u>
<b>負債</b>		
当座借越	-	-
ブローカーに対する担保債務残高	2,992,446	439,650
ブローカーに対する未払金	-	-
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債：		
デリバティブ	4,296,223	631,201
投資主取引	-	-
未払運用報酬	-	-
未払管理報酬	167,147	24,557
未払利息	10,694	1,571
空売り証券の未払分配金	-	-
未払清算費用	-	-
未払費用およびその他の負債	479,477	70,445
<b>負債合計</b>	<u>7,945,987</u>	<u>1,167,424</u>
(償還可能参加投資主に帰属する純資産を除く)		
<b>償還可能参加投資主に帰属する純資産</b>	<u>273,753,928</u>	<u>40,219,927</u>

マン・アクティブ・バランスド  
純資産変動計算書  
2025年6月30日に終了した6カ月間  
(未監査)

	(米ドル)	(千円)
期首における償還可能参加投資主に帰属する純資産	279,881,211	41,120,148
発行 <sup>~</sup>	15,156,259	2,226,758
償還 <sup>~</sup>	(33,654,761)	(4,944,557)
当期間における償還可能参加投資主に帰属する 純利益/(損失)	12,371,219	1,817,579
期間末における償還可能参加投資主に帰属する純資産	<u>273,753,928</u>	<u>40,219,927</u>

<sup>~</sup>当期間中に実施された投資証券クラス間の切り替えに関連する非現金取引を含む。

マン・アクティブ・バランスド  
包括利益計算書  
2025年6月30日に終了した6カ月間  
(未監査)

	(米ドル)	(千円)
収益		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 および金融負債に係る純利益/(損失)	13,698,829	2,012,632
その他の収益	-	-
	<u>13,698,829</u>	<u>2,012,632</u>
その他の包括利益		
合算為替調整	-	-
差引費用		
管理報酬	1,048,907	154,105
管理事務代行報酬	417,727	61,372
運用報酬	-	-
調査費用	-	-
預託報酬	25,784	3,788
法的費用	12,026	1,767
監査費用	4,599	676
役員報酬	1,585	233
取引費用	-	-
清算費用	-	-
その他の費用	51,089	7,506
費用合計	<u>1,561,717</u>	<u>229,447</u>
費用払戻	234,107	34,395
純費用	<u>1,327,610</u>	<u>195,052</u>
金融費用		
償還可能参加投資証券保有者への分配	-	-
	<u>-</u>	<u>-</u>
源泉徴収税	-	-
当期間における償還可能参加投資主に帰属する 純利益/(損失)	<u>12,371,219</u>	<u>1,817,579</u>

当期間において認識されたすべての損益は、当期間中に事業が停止されたものを除き、専ら継続事業により生じたものである。

マン・アクティブ・バランズ  
キャッシュ・フロー計算書  
2025年6月30日に終了した6カ月間  
(未監査)

	(米ドル)	(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
当期間における償還可能参加投資主に帰属する純利益 / (損失)	12,371,219	1,817,579
当期間における償還可能参加投資主に帰属する純利益 / (損失)と、営業活動によるキャッシュ・フローとを一致させるための調整：		
ブローカーに対する担保債権残高の(増加) / 減少	4,579,518	672,823
ブローカーからの未収金の(増加) / 減少	(1,291)	(190)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の(増加) / 減少：		
株式および運用ファンド	-	-
利付証券	9,019,189	1,325,099
デリバティブ	(12,128,946)	(1,781,985)
未収利息の(増加) / 減少	16,183	2,378
未収分配金の(増加) / 減少	-	-
その他の資産の(増加) / 減少	19,540	2,871
ブローカーに対する担保債務残高の増加 / (減少)	567,725	83,410
ブローカーに対する未払金の増加 / (減少)	(266)	(39)
未払運用報酬の増加 / (減少)	-	-
未払管理報酬の増加 / (減少)	(16,677)	(2,450)
未払利息の増加 / (減少)	(3,910)	(574)
空売り証券の未払分配金の増加 / (減少)	-	-
未払清算費用の増加 / (減少)	-	-
未払費用およびその他の負債の増加 / (減少)	(5,363)	(788)
営業活動によるキャッシュ・フロー	<u>14,416,921</u>	<u>2,118,134</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
償還可能参加投資証券の発行 <sup>~</sup>	15,156,259	2,226,758
償還可能参加投資証券の償還 <sup>~</sup>	(33,654,761)	(4,944,557)
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>(18,498,502)</u>	<u>(2,717,800)</u>
現金および現金同等物の純増加 / (減少)	(4,081,581)	(599,666)
期首における現金および現金同等物	<u>70,894,809</u>	<u>10,415,865</u>
期間末における現金および現金同等物	<u>66,813,228</u>	<u>9,816,199</u>
期間末における現金および現金同等物の内容：		
現金および現金同等物	66,813,228	9,816,199
当座借越	-	-
期間末における現金および現金同等物	<u>66,813,228</u>	<u>9,816,199</u>
キャッシュ・フローについての補足情報		
受取配当金額(源泉徴収税控除後)	-	-
空売り証券の支払配当金額	-	-

受取利息額 (源泉徴収税控除後)	5,126,557	753,194
支払利息額	(28,696)	(4,216)
投資主に対する現金配当	-	-

~ 当期間中に実施された株式クラス間の切り替えに関連する非現金取引を除く。

マン・アクティブ・バランスド  
投資有価証券明細表  
2025年6月30日現在  
(未監査)

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

額面	銘柄	公正価値 (米ドル)	純資産に 占める割合 (%)
	先物契約 (a)		
	オーストラリア		
192	Australian 10 Years Bond Futures September 2025	97,202	0.04
128	Australian 3 Years Bond Futures September 2025	30,120	0.01
		127,322	0.05
	カナダ		
134	Canadian 10 Years Bond Futures September 2025	117,017	0.04
49	S&P/TSX 60 IX Futures September 2025	120,460	0.05
		237,477	0.09
	ドイツ		
9	DAX Index Futures September 2025	134,890	0.05
224	Euro-Btp Futures September 2025	114,339	0.04
147	Euro Stoxx 50 Futures September 2025	15,276	0.01
		264,505	0.10
	香港		
13	HANG SENG Index Futures July 2025	13,955	0.00
	インド		
8	IFSC NIFTY 50 Futures July 2025	7,297	0.00
	イタリア		
25	FTSE/MIB Index Futures September 2025	25,279	0.01
	日本		
32	Japan 10 Years Bond (OSE) Futures September 2025	72,340	0.03
55	Topix Index Futures September 2025	274,085	0.10
		346,425	0.13
	シンガポール		
50	Nikkei 225 (SGX) September 2025	397,127	0.14
47	MSCI SING IX ETS Futures July 2025	26,367	0.01
25	FTSE Taiwan Index Futures July 2025	26,097	0.01
		449,591	0.16
	南アフリカ		
24	FTSE/JSE TOP 40 Futures September 2025	21,672	0.01
	韓国		
62	Korea 10 Years Bond Futures September 2025	16,805	0.01
106	Korea 3 Years Bond Futures September 2025	2,712	0.00
55	KOSPI12 Index Futures September 2025	274,428	0.10
		293,945	0.11
	スウェーデン		
6	Omx30 ESG Futures July 2025	1,368	0.00
246	Omx30 Index Futures July 2025	55,028	0.02
		56,396	0.02
	英国		
162	Long Gilt Futures September 2025	502,983	0.18
	米国		
58	S&P500 Emini Futures September 2025	563,061	0.21
262	United States 5 Years Note (CBT) September 2025	338,024	0.12
18	E-Mini NASDAQ 100 Futures September 2025	306,258	0.11
2	E-Mini S&P 500 ESG Futures September 2025	20,790	0.01
89	United States 2 Years Note (CBT) September 2025	74,109	0.03
268	United States 10 Years Note (CBT) Futures September 2025	578,266	0.21
195	United States Long Bond (CBT) Futures September 2025	944,453	0.34
240	United States Ultra Bond CBT September 2025	1,385,719	0.51
		4,210,680	1.54
	先物契約合計	6,557,527	2.40

額面	銘柄	公正価値 ( 米ドル )	純資産に 占める割合 ( % )
	国債		
	フランス		
13,000,000	France Treasury Bill BTF 0% 03/12/2025	15,134,231	5.53
20,000,000	France Treasury Bill BTF 0% 05/11/2025	23,319,000	8.52
20,000,000	France Treasury Bill BTF 0% 08/10/2025	23,352,924	8.53
15,000,000	France Treasury Bill BTF 0% 17/07/2025	17,593,400	6.42
10,000,000	France Treasury Bill BTF 0% 28/01/2026	11,608,789	4.24
15,000,000	French Discount T-Bill 0% 13/08/2025	17,567,516	6.42
		<u>108,575,860</u>	<u>39.66</u>
	米国		
15,000,000	United States Treasury Bill 0% 02/10/2025	14,836,386	5.42
20,000,000	United States Treasury Bill 0% 09/10/2025	19,768,035	7.22
5,000,000	United States Treasury Bill 0% 11/09/2025	4,957,713	1.81
20,000,000	United States Treasury Bill 0% 16/10/2025	19,750,683	7.22
10,000,000	United States Treasury Bill 0% 23/10/2025	9,867,704	3.61
15,000,000	United States Treasury Bill 0% 25/09/2025	14,849,874	5.42
		<u>84,030,395</u>	<u>30.70</u>
	国債合計	<u>192,606,255</u>	<u>70.36</u>

マン・アクティブ・バランスド  
投資有価証券明細表(続き)  
2025年6月30日現在  
(未監査)

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(続き)

通貨先渡契約<sup>\*\*</sup>(b)

未収金	未払金	満期日	契約	未実現利益 (米ドル)	純資産に 占める割合 (%)
16,674,907ユーロ	19,234,228米ドル	2025年7月17日	2	363,255	0.13
11,771,380ユーロ	13,709,565米ドル	2025年7月31日	2	139,214	0.05
1,349ポンド	1,838米ドル	2025年7月31日	2	11	0.00
31,652,349,043円	219,610,805米ドル	2025年7月31日	1	352,264	0.13
2,380,287米ドル	342,969,682円	2025年7月17日	1	1,036	0.00
通貨先渡契約に係る未実現利益合計				855,780	0.31
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 - 取引				200,019,562	73.07

マン・アクティブ・バランスド  
投資有価証券明細表 ( 続き )  
2025年 6 月30日現在  
( 未監査 )

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

額面	銘柄	公正価値 (米ドル)	純資産に 占める割合 (%)
	先物契約		
	オーストラリア		
50	SPI 200 Futures September 2025	(5,751)	(0.00)
	フランス		
56	CAC 40 10 Euro Futures July 2025	(26,820)	(0.01)
	ドイツ		
168	Euro-Bobl Futures September 2025	(87,334)	(0.03)
172	Euro-Bund Futures September 2025	(164,539)	(0.06)
18	Euro-Buxl 30 Years Bond Futures September 2025	(46,907)	(0.02)
172	Euro-Oat Futures September 2025	(145,657)	(0.05)
13	Stoxx Euro ESG-X Futures September 2025	(646)	(0.00)
		(445,083)	(0.16)
	香港		
33	HSCEI Futures July 2025	(6,855)	(0.00)
	オランダ		
27	Amsterdam Index Futures July 2025	(48,935)	(0.02)
	シンガポール		
207	FTSE China A50 Futures July 2025	(2,508)	(0.00)
	スイス		
60	Swiss MKT IX Futures September 2025	(133,813)	(0.05)
	英国		
117	FTSE 100 Index Futures September 2025	(156,333)	(0.06)
	先物契約合計	(826,098)	(0.30)

マン・アクティブ・バランスド  
投資有価証券明細表（続き）  
2025年6月30日現在  
（未監査）

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（続き）

通貨先渡契約\*\*

未収金	未払金	満期日	契約	未実現損失 (米ドル)	純資産に 占める割合 (%)
128,876,922米ドル	112,566,332ユーロ	2025年7月17日	3	(3,418,676)	(1.25)
268,298米ドル	230,377ユーロ	2025年7月31日	1	(2,735)	(0.00)
2,118,919米ドル	1,570,471ポンド	2025年7月17日	1	(33,349)	(0.01)
142,196米ドル	20,585,815円	2025年7月17日	1	(612)	(0.00)
2,546,797米ドル	3,463,644,000韓国ウォン	2025年7月17日	1	(14,753)	(0.01)
通貨先渡契約に係る未実現損失合計				(3,470,125)	(1.27)
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計 - 取引				(4,296,223)	(1.57)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 - 取引				200,019,562	73.07
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計 - 取引				(4,296,223)	(1.57)
その他の純資産				78,030,589	28.50
償還可能参加投資証券保有者に帰属する純資産				273,753,928	100.00

\*\* 通貨先渡契約は、HSBC銀行およびバンク・オブ・ニューヨーク・メロンとの間で締結される。

区分：

- (a) 上場デリバティブ商品  
(b) 店頭金融デリバティブ商品

\* その他の規制市場で取引される譲渡可能証券

# 公認証券取引所に上場しているまたはその他の規制市場で取引される譲渡可能証券以外の譲渡可能証券

期間末時点で保有されているその他すべての投資有価証券は、公認証券取引所に上場している譲渡可能証券である。

	資産合計に 占める割合 (%)
資産合計の分析	
公認証券取引所に上場している譲渡可能証券	68.37
上記区分(a)に記載される上場金融デリバティブ商品	2.33
上記区分(b)に記載される店頭金融デリバティブ商品	0.30
その他の流動資産	29.00
	100.00

UCITS通達8.2 別紙Bに基づき、純資産ではなく資産合計の分析が求められる。

ゼロと評価されたポジションは、評価方針に従って評価されている。

## (2) 投資有価証券明細表等

(2025年8月末日現在)

順位	銘柄	発行 場所	種類	保有数	額面価格 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	マン・アク ティブ・バ ランスド (クラ ス)	アイル ランド	投資法人 投資証券	271,810	121.80	33,105,208	143.80	39,086,276	96.3

(注) 投資対象ファンドが投資している投資有価証券に関しては、上記「1 ファンドの運用状況」および上記「(1) 資産及び負債の状況 <参考情報>」をご参照ください。

[次へ](#)

## 4 管理会社の概況

### (1) 資本金の額

管理会社の払込済み資本金の額は、2025年8月末日現在735,000米ドル(約1億799万円)です。

### (2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2025年8月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

(2025年8月末日現在)

国別(設立国)	種類別	本数	純資産の合計(通貨別)
ケイマン諸島	公募	15	2,181,261,050米ドル
			10,878,362ユーロ
			69,440,424豪ドル
			31,633,963,911円
			3,081,997,369トルコリラ
	私募	12	102,504,580,395円

### (3) その他

本書提出前6ヶ月以内において訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はありません。

## 5 管理会社の経理の概況

- a . 管理会社の直近 2 事業年度 ( 2023 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までおよび 2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日まで ) の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成 5 年大蔵省令第 22 号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)第 328 条第 5 項但書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。 )。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等 ( 公認会計士法 ( 昭和 23 年法律第 103 号 ) 第 1 条の 3 第 7 項に規定する外国監査法人等をいいます。 ) であるアーンスト・アンド・ヤング ( 安永會計師事務所 ) から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの ( 訳文を含みます。 ) が当該財務書類に添付されています。
- c . 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は 2025 年 8 月 29 日現在における株式会社三菱 U F J 銀行の対顧客電信売買相場の仲値 ( 1 米ドル = 146.92 円 ) で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## (1) 資産及び負債の状況

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

## 損益計算書およびその他の包括利益

2024年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
<b>収益</b>					
運用手数料収入	4	170,000	24,976	185,000	27,180
その他の収入	4	62,322	9,156	60,009	8,817
		<u>232,322</u>	<u>34,133</u>	<u>245,009</u>	<u>35,997</u>
<b>費用</b>					
監査報酬		4,340	638	6,390	939
取締役報酬	9(c)	107,053	15,728	108,643	15,962
その他費用		5,015	737	48	7
費用合計		<u>116,408</u>	<u>17,103</u>	<u>115,081</u>	<u>16,908</u>
税引前利益		115,914	17,030	129,928	19,089
税金	5	-	-	-	-
当期利益合計					
当期包括利益合計		<u>115,914</u>	<u>17,030</u>	<u>129,928</u>	<u>19,089</u>

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

## 財政状態計算書

2024年12月31日

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
<b>資産</b>					
運用手数料未収入金	7	170,000	24,976	185,000	27,180
関連会社に対する債権	9(a)	864	127	864	127
現金および現金同等物	6	1,955,991	287,374	2,249,019	330,426
資産合計		<u>2,126,855</u>	<u>312,478</u>	<u>2,434,883</u>	<u>357,733</u>
<b>負債</b>					
直接持株会社に対する債務	9(b)	23,303	3,424	16,752	2,461
未払取締役報酬		-	-	428,396	62,940
未払金		4,339	637	6,436	946
負債合計		<u>27,642</u>	<u>4,061</u>	<u>451,584</u>	<u>66,347</u>
純資産		<u>2,099,213</u>	<u>308,416</u>	<u>1,983,299</u>	<u>291,386</u>
<b>株主資本</b>					
資本金	8	735,000	107,986	735,000	107,986
利益剰余金		1,364,213	200,430	1,248,299	183,400
株主資本合計		<u>2,099,213</u>	<u>308,416</u>	<u>1,983,299</u>	<u>291,386</u>

Nicolas Henri Jean Papavoine

取締役

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

株主資本等変動計算書

2024年12月31日を末日とする事業年度

	株式資本		利益剰余金		合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2023年1月1日現在	735,000	107,986	1,118,371	164,311	1,853,371	272,297
当期純利益および包括利益	-	-	129,928	19,089	129,928	19,089
2023年12月31日および 2024年1月1日現在	735,000	107,986	1,248,299	183,400	1,983,299	291,386
当期純利益および包括利益	-	-	115,914	17,030	115,914	17,030
2024年12月31日現在	735,000	107,986	1,364,213	200,430	2,099,213	308,416

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

キャッシュ・フロー計算書

2024年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税引前利益		115,914	17,030	129,928	19,089
調整：					
受取利息		(62,436)	(9,173)	(60,034)	(8,820)
		<u>53,478</u>	<u>7,857</u>	<u>69,894</u>	<u>10,269</u>
運用手数料未収入金の減少		15,000	2,204	20,000	2,938
直接持株会社に対する債務の増加 / (減少)		6,551	962	(313,301)	(46,030)
未払取締役報酬の(減少) / 増加		(428,396)	(62,940)	428,396	62,940
未払金の減少		(2,097)	(308)	(37)	(5)
		<u>(355,464)</u>	<u>(52,225)</u>	<u>204,952</u>	<u>30,112</u>
営業活動に(使用した) / より発生した現金 受取利息		<u>62,436</u>	<u>9,173</u>	<u>60,034</u>	<u>8,820</u>
営業活動に(使用した) / より発生した正味 キャッシュ・フロー		<u>(293,028)</u>	<u>(43,052)</u>	<u>264,986</u>	<u>38,932</u>
現金および現金同等物の純増(減)額		(293,028)	(43,052)	264,986	38,932
期首における現金および現金同等物		<u>2,249,019</u>	<u>330,426</u>	<u>1,984,033</u>	<u>291,494</u>
期末における現金および現金同等物		<u>1,955,991</u>	<u>287,374</u>	<u>2,249,019</u>	<u>330,426</u>
現金および現金同等物の分析					
現金および銀行預金残高	6	<u>1,955,991</u>	<u>287,374</u>	<u>2,249,019</u>	<u>330,426</u>

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

1. 会社情報

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「会社」という)は、ケイマン諸島 会社法 Cap.22に基づき、ケイマン諸島において2000年1月4日に有限責任の免税会社として設立された。会社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱 309、メイプルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド(Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)に所在する。

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。

2023年6月12日、UBSグループAGはクレディ・スイス・グループAGを買収し、スイス法の適用によりクレディ・スイス・グループAGのすべての資産および負債を承継したことにより、クレディ・スイス・グループAGの直接および間接子会社すべての直接または間接株主となった(以下「本取引」という)。会社は、この取引に含まれるクレディ・スイス・グループAGの間接的な子会社のひとつであった。

本取引の完了後、クレディ・スイスの発行済み登録株式は、クレディ・スイスの米国預託株式の場合、クレディ・スイスのデポジタリーに一定の手数料を支払うことを条件として、合併対価として1株当たりUBSグループAGの株式22.48分の1株を受領する権利に転換される。全体として、クレディ・スイスの株主は、買収日時点において、37億米ドルの購入価格で発行済みUBSグループAG株式の5.1%を取得した。

2023年12月、UBSグループAGの取締役会はUBS AGとクレディ・スイスAGの合併を承認し、両社は正式な合併契約を締結した。本合併手続きは、2024年5月31日に完了する。

2024年3月1日付で、UBSグループAGの取締役会は名称をクレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドからUBSマネジメント(ケイマン)リミテッドに変更することを承認した。

究極の持株会社は、スイスで設立されたUBSグループAGである。取締役は、クレディ・スイス(香港)リミテッドを直接持株会社、UBS AGを中間持ち株会社とみなしている。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

2.1 作成の基準

会社のこれらの財務諸表は、国際会計基準審議会（以下、「I A S B」という）が公表する I F R S 会計基準に準拠して作成されている。これらの財務諸表は、純損益を通じて公正価値で測定された金融資産および金融負債を除き、取得原価を基準に作成されている。

I F R S の会計基準に準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められている。見積りおよびこれに伴う仮定は、状況に応じて合理的であると考えられ、結果として他の情報源からは容易に明白とはならない資産および負債の帳簿価額を決定する基準となる過去の実績およびその他のさまざまな要因に基づくものである。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

これらの財務諸表は米ドル（「U S D」）で表示され、また別段の記載がない限り、1ドル単位に四捨五入されている。

財政状態計算書は、資産および負債を流動性の順に示しており、また流動資産または負債と固定資産または負債の区別はしていない。

過去の期の一部の比較情報は、当年度の表示と合致するように組み替えられている。

2.2 会計方針の変更と開示事項

当期に採用された会計原則は前年と整合している。当会計期間において効力を発して会社に重大な影響を与える、既存の基準にかかる他の基準、解釈または改正はない。

2.3 既発表であるが未発効の I F R S 会計基準

2024年12月31日を末日とする会計年度に関して発表済みであるがまだ有効になっていない新規および改訂された I F R S 会計基準のいずれについても、会社はこれらの財務諸表において早期適用を行っていない。新規および改訂 I F R S 会計基準の中で、以下の点については発効の時点で会社の財務諸表が関連性を持つものと予想される。

I F R S 第18号財務諸表における表示および開示

2024年4月に、I A S B は I A S 第1号財務諸表の提示に置き換わる I F R S 第18号を発表した。I F R S 第18号は損益計算書における表示に、特定の合計および小計を含む新たな要求事項を導入した。さらに企業は、すべての収益および費用を損益計算書内で5つの区分に分類することが求められる。すなわち営業、投資、財務、法人所得税および非継続事業の区分であり、そのうち最初の3つの区分が新しいものである。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

2.3 既発表であるが未発効の I F R S 会計基準（続き）

また、新たに定義された経営陣が定める業績評価指標、収益および費用の小計の開示も義務付けられ、基本財務諸表（P F S）および注記の「役割」に基づき、財務情報の集計および細分化に関する新たな要件も盛り込まれている。

さらに、I A S 第7号キャッシュ・フロー計算書について、間接法による営業キャッシュ・フロー算定の出発点を「損益」から「営業損益」に変更することと、配当金および利息のキャッシュ・フローの分類にかかる選択肢が削除されるなど、狭い範囲に限定した改訂も行われた。これに加え、いくつかの他の基準に対して重要な改訂がなされた。I F R S 第18号および他の基準の改正は、2027年1月1日以降に開始する事業年度から発効するが、早期適用が認められており、その場合は開示する必要がある。I F R S 第18号は遡及適用される。

会社は現在、改正が主たる財務諸表および財務諸表の注記に与えるすべての影響を特定する作業を進めている。

交換可能性の欠如 - I A S 第21号の改正

2023年8月、I A S Bは、企業はどのように交換可能性を判定するべきか、および交換可能性が欠如している場合にどのように直物為替レートを確定するかについて、I A S 第21号の改正外国為替レート変動の影響を発表した。また改訂は、他の通貨に交換可能でないことが企業の財務実績、財政状態およびキャッシュ・フローに与える影響を、財務諸表利用者が理解できる情報を開示することを求めている。

本改訂は、2025年1月1日以降に開始する事業年度から発効する。早期適用は認められるが、その場合は開示を要する。改訂を適用する場合、企業は比較情報を修正再表示することはできない。

本改訂の適用による会社の財務諸表への重大な影響はないことが予想される。

3 . 重要性のある会計方針

関連当事者

当事者は、以下の場合に、会社に関連するとみなされる。

- a ) 当事者が個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合、会社の関連当事者である。
- ) 会社を支配している、または共同支配している。
  - ) 会社に重要な影響を与える。
  - ) 会社または会社の親会社経営幹部の一員である。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

または

b) 事業体の場合、以下の条件のいずれかが当てはまる場合は関連当事者となる。

- ) 事業体と会社が同一グループのメンバーである。
- ) 一方の事業体が、他方の事業体(または他方の事業体の親会社、子会社、或いは同系列子会社)の関連会社または合併企業である。
- ) 事業体と会社が、同一の第三者の合併会社である。
- ) 一方の事業体が第三者企業の合併会社であり、もう一方の事業体が当該第三者企業の関連会社である。
- ) 当該事業体が、会社または会社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
- ) 当該事業体が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
- ) (a)( )に規定する個人が、当該事業体に重要な影響を与えるか、当該事業体(またはその親会社)の経営幹部の一員である。および
- ) 当該事業体、またはその事業体が属するグループのメンバー企業のいずれかが、会社または会社の親会社に重要な経営幹部業務を提供している。

現金および現金同等物

財政状態計算書上の現金および現金同等物は、価値変動のリスクが大きくなり短期的な現金支払債務を満すために保有する、手許現金および銀行預金ならびに一般的に期日が3カ月以内の確定額で現金に転換できる高流動性預金で構成される。

キャッシュ・フロー計算書において、現金および現金同等物は、上記に定義される手許現金ならびに銀行預金および短期預金から、要求払いで返済可能な会社の現金管理の一部を構成する銀行当座借越を控除した金額で構成される。

金融商品：

( ) 分類

IFRS第9号に従い、会社は、当初認識時に金融資産および金融負債を以下で説明する金融資産および金融負債の区分に分類する。

分類にあたって、金融資産または金融負債は以下の目的で保有されるとみなされる。

- (a) 短期間に売却または買戻しを行うことを主な目的として取得または発生した資産。または
- (b) 当初認識時において、一括して管理される特定された金融商品ポートフォリオの一部であり、かかる資産につき最近において短期的な利益確定の現実の取引パターンが存在している場合。または、
- (c) デリバティブ(金融保証契約であるデリバティブまたは指定され有効なヘッジ・ツールのデリバティブを除く)

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

金融資産

会社は、その金融資産を償却原価で測定する事後測定または次の両方の基準によってFVPLにより測定して分類する。

- ・金融資産の運用に関する事業モデル
- ・金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

償却原価で測定する金融資産

契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的の事業モデルの範囲内で保有され、契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみ(以下、「SPPI」)であるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合は、デット型商品は償却原価で測定される。会社はこの分類に短期の非財務債権を含めている。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産(「FVPL」)

次の場合、金融資産はFVPLにより測定する。

- (a) その契約条件は、特定の日付に元本および元本残高に対する利息の支払いのみ(SPPI)であるキャッシュ・フローを生じない。または、
- (b) その目的が契約上のキャッシュ・フローであるか、または契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方であるビジネスモデル内では適用されない。または、
- (c) 当初の認識では、それは、FVPLで測定されたものとして取消不能で指定されており、そうすることで、資産もしくは負債の測定、または異なる根拠でのそれらに関する損益の認識から生じると思われる、測定または認識の矛盾を排除または大幅に削減している。

金融負債

FVPLで測定する金融負債

売買目的で保有されるという定義に合致するか、または当初認識時にFVPLにより測定すると指定された場合は、金融負債はFVPLにより測定される。

償却原価で測定する金融負債

この分類は、FVPLで測定するものを除くすべての金融負債を含む。会社はこの分類に短期債務関連の金額を含めている。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

( ) 認識

会社は、金融資産および金融負債につき、会社がかかる金融商品の契約条項の当事者となった場合に限り認識する。

市場における規制または慣習によって一般的に定められた期間内に資産の受渡しが求められる金融資産の売買(通常取引)は、取引日、すなわち、会社が資産の売買を約束した日に認識される。

( ) 当初の測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は財政状態計算書に公正価値で記録される。かかる金融商品のすべての取引コストは、純損益とその他の包括利益によって直接認識される。

金融資産および金融負債(純損益を通じて公正価値で測定するものを除く)は、公正価値プラス取得のために直接起因する増分コストによって当初測定を行う。

( ) 後続測定

当初測定の後、会社は純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された金融資産を測定する。こうした金融商品の公正価値のその後の変動は、純損益およびその他の包括利益において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる純損益に記録される。これらの金融商品にかかる受取または支払利息および配当金は、純損益およびその他の包括利益において、受取利息または支払利息ならびに受取配当金または配当支出としてそれぞれ記録される

純損益を通じた公正価値として分類されるものを除き、デット商品は、減損による引当を差し引いた実効金利法を用いた償却原価で測定される。デット商品のコストの認識の中止または減損だけでなく、償却プロセスなどの場合には、純損益において損益が認識される。

実効金利法(「EIR」)は、金融資産または金融負債の償却原価を計算して、関連期間にわたって受取利息または支払利息を振り分ける手法である。実効金利は、金融商品の予想残存期間、または状況に応じこれよりも短い期間にわたり見積もられる将来の現金支払額または受領額を、金融資産または金融負債の帳簿価格(純額)へと厳密に割り引く利率である。実効金利を計算する際、会社は予想貸倒損失(「ECL」)は考慮しないが、金融商品の全ての契約条件を考慮して将来のキャッシュ・フローを推定する。計算には契約の当事者間のすべての支払報酬または受取報酬を含み、これらは実効金利、取引コスト、およびすべてのその他のプレミアムおよびディスカウントの不可欠な一部である。

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針 ( 続き )

( ) 認識の中止

以下の場合、金融資産 ( または該当する場合、金融資産の一部または類似した金融資産グループの一部 ) の認識は中止される。

- ・金融資産のキャッシュ・フロー受取の権利が失効した場合。または
- ・会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡した。または受け取ったすべてのキャッシュ・フローを重大な遅延なしで、第三者に「パス・スルー」契約によって支払う義務を負った。あるいは ( a ) 会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡したか、または ( b ) 会社が、金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もしないが、金融資産の管理権を譲渡した場合。

会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡したか、または「パス・スルー」契約を締結したか、あるいは会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もせず、金融資産の管理権も譲渡しない場合には、会社の継続的な関与の範囲でかかる金融資産が認識される。その場合、会社は関連する債務も認識する。譲渡資産と関連債務は、会社が保持する権利と義務を反映するベースで測定される。

会社は、金融負債にかかる契約上の債務が免責、取消、または失効となった場合、当該金融負債の認識を中止する。

金融資産の減損

会社は、金融要素のない短期の未収金だけを持ち、それは償却原価で測定する12カ月未満の期日を有するので、IFRS第9号のすべての未収金に適用される予想貸倒損失 ( 「 E C L 」 ) アプローチと類似した簡易化されたアプローチの適用を選択している。そのため、会社は、信用リスクの変動は追跡せず、その代わりに各報告書日に全期間 E C L に基づいた損失評価引当金を認識している。

会社の E C L に対するアプローチは、過度のコストを要しない確率加重結果、貨幣の時間価値、および合理的で裏付け可能な情報、または報告書日時点における過去の事象、現状および将来の経済状況の予想における取組を反映している。

会社は、同種の損失パターンで未収金をグループ化するために、遅延日数に基づいた、未収金にかかる E C L 測定の現実的手段として、引当マトリックスを使用している。未収金は内容に基づいてグループ化されている。引当金マトリックスは、未収金の予想残存期間に対する過去の損失実績に基づき、将来予測を反映して調整されている。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

公正価値測定

会社は各報告書日に公正価値で金融商品への投資を測定する。

公正価値は、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。

公正価値の測定は、金融資産の売却または債務の移転の取引が、資産または負債にとって主要な市場において、または主要な市場が存在しない場合には、資産または負債にとって最も有利な市場で行われるとの推定に基づいている。主要な市場または最も有利な市場には、会社がアクセスできなければならない。

活発な市場において取引された金融商品の報告書日の公正価格は、買い値/売り値の範囲内の市場公表価格または気配値の場合のある第三者の算定する価格に基づいている。これらの勘定で「上場」と定義されている有価証券は、活発な市場で取引されている。

活発な市場で取引されていない他のすべての金融商品については、公正価値はその状況において適切とみなされる評価手法を用いて決定される。評価手法にはマーケット・アプローチ(実質的に同一である他の金融商品の現在の市場価格を参考にした、必要に応じて調整された最近の独立企業間市場取引の利用)およびインカムアプローチ(入手可能で裏付け可能な市場データを出来るだけ使用した割引キャッシュ・フロー分析と、オプション価格決定モデル)などがある。

公正価値が測定されたか、または財務諸表で開示されたすべての資産および負債は、以下に記述されるように公正価値ヒエラルキーに従って分類される。

レベル1 - 同一の資産または負債につき、活発な市場における公表価格(未調整)。

レベル2 - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが直接的または間接的に観察可能である評価手法

レベル3 - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが観察不能である評価手法

各期初において、経常的に財務諸表で認識される資産および負債について、会社は分類の再評価によって階層内のレベル間で移転が生じたかどうかを決定する(全体として公正価値測定にとって重要な入力のうち、最も低いレベルの入力に基づく)。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針（続き）

引当金

（法的または推定的な）現在の債務が過去の事象の結果生じて、債務の決済のために将来、リソースの流失が必要になる可能性が高い場合に、債務の金額について信頼できる推定が可能という条件で引当金が認識される。

割引の影響が大きい場合、引当金として認識される金額は、債務を決済するために必要と見込まれる将来の支出金額にかかる、事業年度末における現在価値である。時間の経過によって発生する割引現在価値の増価は損益計算書に含まれる。

(h) 収益の認識

顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益は、会社が財またはサービスの見返りとして受け取る権利がある対価が反映された金額で、顧客に財またはサービスの支配権が移転された場合に認識される。

(a) 運用手数料

顧客は会社が提供するメリットを同時に受取り、消費するため、運用手数料報酬は経時的に認識される。

その他の収益

受取利息

受取利息は、発生主義により実効金利法を用いて金融商品の予想残存期間（または状況に応じこれよりも短い期間）にわたり見積もられる将来の現金受領額を、金融資産のネットの帳簿価格へと厳密に割り引く利率である。

機能通貨

これらの財務諸表における表示には、会社の機能通貨および表示通貨である米ドルを使用する。

外貨建取引

外貨建取引は、報告単位の機能通貨に取引日の直物為替レートで換算される。事業年度末には、外貨建てのすべての貨幣性資産および負債は終値で機能通貨に換算される。貨幣項目の決済または換算から生じる差額は、純損益で認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、当初取引日の為替レートで換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣項目は、公正価値が算定された日の為替レートで換算される。公正価値で測定された非貨幣項目の換算から生じる損益は、項目の公正価値の変動から生じる損益の認識と合致して取り扱われる。

UBS Management (Cayman) Limited  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

## 財務諸表に対する注記

2024年12月31日

## 3. 重要性のある会計方針 (続き)

費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

## 4. 収益及びその他の収入

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。年度中に認識された収益及びその他の収入は以下のとおりである。

	2024年	2023年
	米ドル	米ドル
収益:		
運用手数料収入	170,000	185,000
その他の収入には次のものが含まれる。		
受取利息	62,436	60,034
純為替差損益	(114)	(25)
	62,322	60,009

運用手数料収入の履行義務は、役務が提供されるにしたがって経時的に充足される。

## 5. 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、会社は、ケイマン諸島総督より、2019年10月10日から20年間のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

## 6. 現金および現金同等物

	2024年	2023年
	米ドル	米ドル
銀行預金	1,955,991	2,249,019

銀行預金は、日次の銀行預金利率に基づいて変動金利による利息を獲得する。銀行預金の簿価は公正価値に近い。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

## 財務諸表に対する注記

2024年12月31日

## 7. 運用手数料未収入金

	2024年	2023年
	米ドル	米ドル
運用手数料未収入金	170,000	185,000

上記の資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。上記の金融資産に関連する未収入金には、近年、デフォルトの実績はない。

## 8. 資本金

	2024年	2023年
	米ドル	米ドル
発行済全額払込済株式：		
735,000株（2023年：735,000株）普通株式		
1株につき1米ドル（2023年：1米ドル）	735,000	735,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、会社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、会社の残余財産に関して同等順位である。

**資本管理**

会社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、会社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。会社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達元および余剰資本の分配に関する会社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。会社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

会社の資本構成は定期的に見直しが行われ、会社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、会社に対する取締役の信任義務に反しない限り、会社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において会社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

9. 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。

関連当事者との未払残高

会社は事業年度末時点で関連企業に対するノに支払うべき、以下の残高を有する。

	注記	2024年 米ドル	2023年 米ドル
関連会社に対する債権	(a)	864	864
直接持株会社に対する債務	(b)	<u>(23,303)</u>	<u>(16,752)</u>

(a) 関連会社からの未収金は、クレディ・スイス（シンガポール）リミテッドに代わって会社が支払った費用である。この未収金は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。

(b) 直接持株会社に対する未払金は、会社に代わってクレディ・スイス（香港）リミテッドが支払った費用である。この未払金は、無担保かつ無利息で要求に応じて返済可能である。

関連当事者との取引

2024年12月31日を末日とする年度中に、財務諸表内の他の箇所に開示したものを除き、会社は以下の重要な取引を関連先と行った。

	注記	2024年 米ドル	2023年 米ドル
会社の重要な経営幹部の報酬	(c)	<u>107,053</u>	<u>108,643</u>

(c) 会社の関連当事者に該当する重要な経営幹部である取締役の報酬の詳細

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

10. 財務リスク管理

会社の投資活動は、投資先の金融商品および金融市場に関連する様々な種類のリスクに対するエクスポージャーを抱える。会社がエクスポージャーを抱える財務リスクのうち、最も重要な種類のものは、市場リスク、信用リスク、カウンターパーティ・リスク、および流動性リスクである。市場リスクは、外国通貨リスクおよび金利リスクを含む。取締役はこれらのリスクの管理を監督する。

事業年度末の時点で保有する金融商品の特徴と残高、および会社が採用しているリスク管理関連ポリシーについて、以下に記載する。

(a) 市場リスク

市場リスクは、観察可能な金利リスク、信用スプレッド、為替レートなどを含む市場価格と金利の動きに関連した不確実性、ならびにボラティリティや相関関係のような間接的にのみ観察可能でありうるその他に関連した不確実性から生じる損失リスクである。市場リスクには、経済環境、消費特性、投資家の予想における変化などの要因がある。そしてこれらは投資価値に重大な影響を及ぼす可能性がある。そのため、市場の動きは会社の財政状態に大きな変動を引き起こす可能性がある。

為替リスク

会社は、主に香港ドル建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクに晒されている。香港ドルは米ドルにペッグされているので、米ドル建ての請求書と費用に関する会社の外国通貨リスクへのエクスポージャーは最小限であるとみなされる。

金利リスク

会社は現金および銀行預金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2024年12月31日および2023年12月31日現在、金利の変動が会社の認識された資産または負債の帳簿価額に直接的で重大な影響を及ぼすことはない。

(b) 信用およびカウンターパーティ・リスク

信用およびカウンターパーティ・リスクは、顧客またはカウンターパーティのデフォルトに起因する損失リスクであって、決済リスクを含むすべての形式のクレジットエクスポージャーから発生する。会社の信用およびカウンターパーティ・リスクは、主に現金および現金等価物ならびにグループ企業に対する債権に起因するものである。会社の経営者は、定期的にすべての金融資産について信用およびカウンターパーティ・リスクをモニタリングしている。報告対象の各報告日において、延滞および減損はないと認識している。会社の金融資産のいずれも担保またはその他の信用補完によって保証されていない。

会社の顧客は会社の関連企業であるため、取締役は、信用およびカウンターパーティ・リスクは最小限であると判断している。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

10. 財務リスク管理(続き)

(c) 流動性リスク

流動性リスクは、会社が金融債務に関連したコミットメントを履行するために必要な資金を調達することが困難となる可能性についてのリスクである。会社の戦略は、会社の流動資本を随時監視し、必要に応じてパートナーから資金を調達を行うことにより、流動性リスクへのエクスポージャーを最小限に抑えることである。

以下の表は、契約上の割引前支払額に基づく会社の金融負債の満期構成を要約したものである。割引による影響は小さいため、1年以内に返済しなければならない負債の残高は簿価に等しい。また表は、会社の契約上のコミットメントと流動性の全体像を提供するため、会社の金融資産(適切な場合には割引前のベースで)の満期構成も分析している。

金融負債

満期のグループ分けは、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間に基づいている。カウンターパーティが支払期日についての選択権を持つ場合は、負債は会社が支払を求められる場合がある最も早い期日に割り当てられる。

金融資産

満期のグループ分けの分析は、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間、または、金融資産が現金化される予定期日、のいずれか早い方という考え方に基づいている。

	要求払い 米ドル	3カ月未満 米ドル	3カ月から 12カ月 米ドル	満期なし 米ドル	合計 米ドル
2024年12月31日					
金融負債					
直接持株会社に対する債務	22,303	-	-	-	22,303
	<u>22,303</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>22,303</u>
2023年12月31日					
金融負債					
直接持株会社に対する債務	16,752	-	-	-	16,752
未払取締役報酬	428,396	-	-	-	428,396
	<u>445,148</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>445,148</u>

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

11. 非連結のストラクチャード・エンティティ

会社は、会社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または会社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、もしくは会社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、会社がスポンサーであり、年間固定管理費用としてそれぞれ5,000米ドル(2023年:5,000米ドル)を受け取っているが、2024年12月31日現在会社は持分を保有していない。

豪州高配当株・ツイン ファンド(適格機関投資家限定)  
米国リート・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)  
プリンシパル/CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)  
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)\*  
米国プリファードREITインカム・ファンド(適格機関投資家限定)\*  
日本エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)  
NB/MYAM米国リート・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)\*  
ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(適格機関投資家限定)\*  
ブラジル株式 ファンド(適格機関投資家限定)  
ダイワ・ブラジリアン・レアル・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)  
ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド(適格機関投資家限定)  
AMPオーストラリアREITファンド(適格機関投資家限定)  
J-REITアンド リアル エステート エクイティファンド(適格機関投資家限定)  
ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クワトロ・インカム・ファンド  
(適格機関投資家限定)  
ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)  
新生ワールドラップ・ステーブル・タイプ(適格機関投資家限定)  
米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド(適格機関投資家限定)  
米国・地方公共事業債ファンド  
東京海上CATボンド・ファンド\*  
グローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)  
マイスターズ・コレクション  
PIMCO 短期インカム戦略ファンド  
ピムコ ショート・ターム ストラテジー  
ダイワJ-REIT・カバード・コール・ファンド(適格機関投資家限定)  
外貨建てマン AHLスマート・レバレッジ戦略ファンド  
SBI-ピクテ アジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

## 財務諸表に対する注記

2024年12月31日

## 11. 非連結ストラクチャード・エンティティ（続き）

豪ドル建て短期債券ファンド

インサイト・アルファ

U S ダイナミック・グロース

プレミアム・キャリア戦略ファンド

B S M D グローバル・アドバンテージ

ダイワ・W i L 3号 ベンチャーキャピタル・ファンド

ジャパン・エクイティ・プレミアム戦略ファンド

グローバル・セレクト・キャリア戦略ファンド

\* 当該ファンドは2024年に終了。

会社は、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供していない。

会社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供する意向はない。

## 12. 財務諸表の承認

当財務諸表は、2025年5月21日に開催された会社の取締役会において、その公表が認可され承認された。

[次へ](#)

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
 (An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)  
 STATEMENT OF PROFIT OR LOSS AND OTHER COMPREHENSIVE INCOME  
 For the year ended 31 December 2024

	Notes	2024 USD	2023 USD
<b>REVENUE</b>			
Management fee income	4	170,000	185,000
Other incomes	4	<u>62,322</u>	<u>60,009</u>
		<u>232,322</u>	<u>245,009</u>
<b>EXPENSES</b>			
Audit fee		4,340	6,390
Directors' fee	9(c)	107,053	108,643
Other expenses		<u>5,015</u>	<u>48</u>
<b>TOTAL EXPENSES</b>		<u>116,408</u>	<u>115,081</u>
<b>PROFIT BEFORE TAX</b>		115,914	129,928
Tax expense	5	<u>-</u>	<u>-</u>
<b>PROFIT FOR THE YEAR AND TOTAL COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR</b>		<u>115,914</u>	<u>129,928</u>


The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

31 December 2024

	Notes	2024 USD	2023 USD
<b>ASSETS</b>			
Management fee receivable	7	170,000	185,000
Amount due from a fellow subsidiary	9(a)	864	864
Cash and cash equivalents	6	1,955,991	2,249,019
Total assets		<u>2,126,855</u>	<u>2,434,883</u>
<b>LIABILITIES</b>			
Amount due to an immediate holding company	9(b)	23,303	16,752
Directors' fee payable		-	428,396
Accruals		4,339	6,436
Total liabilities		<u>27,642</u>	<u>451,584</u>
<b>NET ASSETS</b>		<u>2,099,213</u>	<u>1,983,299</u>
<b>EQUITY</b>			
Share capital	8	735,000	735,000
Retained profits		1,364,213	1,248,299
Total equity		<u>2,099,213</u>	<u>1,983,299</u>

  
\_\_\_\_\_  
Nicolas Henri Jean Papavoine  
Director

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

For the year ended 31 December 2024

	Share capital USD	Retained profits USD	Total USD
At 1 January 2023	735,000	1,118,371	1,853,371
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>129,928</u>	<u>129,928</u>
At 31 December 2023 and 1 January 2024	735,000	1,248,299	1,983,299
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>115,914</u>	<u>115,914</u>
At 31 December 2024	<u>735,000</u>	<u>1,364,213</u>	<u>2,099,213</u>

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CASH FLOWS

For the year ended 31 December 2024

	Note	2024 USD	2023 USD
<b>CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES</b>			
Profit before tax		115,914	129,928
Adjustments for:			
Interest income		<u>(62,436)</u>	<u>(60,034)</u>
		53,478	69,894
Decrease in management fee receivable		15,000	20,000
Increase/(decrease) in amount due to an immediate holding company		6,551	(313,301)
(Decrease)/ increase in directors' fee payable		(428,396)	428,396
Decrease in accruals		<u>(2,097)</u>	<u>(37)</u>
Cash (used in)/generated from operating activities		(355,464)	204,952
Interest income received		<u>62,436</u>	<u>60,034</u>
Net cash flows (used in)/generated from operating activities		<u>(293,028)</u>	<u>264,986</u>
<b>NET (DECREASE)/ INCREASE IN CASH AND CASH EQUIVALENTS</b>		(293,028)	264,986
Cash and cash equivalents at the beginning of year		<u>2,249,019</u>	<u>1,984,033</u>
<b>CASH AND CASH EQUIVALENTS AT END OF YEAR</b>		<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>
<b>ANALYSIS OF BALANCES OF CASH AND CASH EQUIVALENTS</b>			
Cash and bank balances	6	<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>

The accompanying note form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

### 1. CORPORATE INFORMATION

UBS Management (Cayman) Limited (the "Company") was incorporated in the Cayman Islands on 4 January 2000 as an exempted company with limited liability under the Companies Act, Cap.22 of the Cayman Islands. The Company's registered office is Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

The Company's principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

On 12 June 2023, UBS Group AG acquired Credit Suisse Group AG, succeeding by operation of Swiss law to all assets and liabilities of Credit Suisse Group AG, and became the direct or indirect shareholder of all of the former direct and indirect subsidiaries of Credit Suisse Group AG (the "Transaction"). The Company was one of the indirect subsidiaries of Credit Suisse Group AG included in this Transaction.

Upon the completion of the Transaction, each outstanding, registered Credit Suisse share converted to the right to receive, subject to the payment of certain fees to the Credit Suisse depository in the case of Credit Suisse American depository shares, the merger consideration consisting of 1/22.48 UBS Group AG shares. In aggregate, Credit Suisse shareholders received 5.1% of the outstanding UBS Group AG shares on the acquisition date, with a purchase price of USD3.7 billion.

In December 2023, the Board of Directors of UBS Group AG approved the merger of UBS AG and Credit Suisse AG, and both entities entered into a definitive merger agreement. The merger is completed on 31 May 2024.

On 1 March 2024, the Board of Directors has approved to change the name from Credit Suisse Management (Cayman) Limited to UBS Management (Cayman) Limited.

The ultimate holding company is UBS Group AG, a company incorporated in Switzerland. The directors regarded Credit Suisse (Hong Kong) Limited as the immediate holding company and UBS AG as the intermediate holding company.

### 2.1 BASIS OF PREPARATION

These financial statements of the Company have been prepared in accordance with IFRS Accounting Standards issued by International Accounting Standards Board ("IASB"). These financial statements have been prepared on a historical cost basis, except for financial assets and liabilities held at fair value through profit or loss, which have been measured at fair value.

The preparation of financial statements in conformity with IFRS Accounting Standards requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

2.1 BASIS OF PREPARATION (continued)

These financial statements are presented in United States Dollars ("USD") and all values are rounded to the nearest USD, except where otherwise indicated.

The statement of financial position presents assets and liabilities in order of liquidity and does not distinguish between current and non-current items.

Certain prior period comparative figures are reclassified to conform with current year presentation.

2.2 CHANGES IN ACCOUNTING POLICIES AND DISCLOSURES

The accounting principles adopted in the current period are consistent with those of the prior year. There are no other standards, interpretations or amendments to existing standards that are effective for the current financial period that have a material impact on the Company.

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS

The Company has not early applied any of the new and revised IFRS Accounting Standards that have been issued but are not yet effective for the accounting year ended 31 December 2024 in these financial statements. Among the new and revised IFRS Accounting Standards, the following is expected to be relevant to the Company's financial statements upon becoming effective:

**IFRS 18 *Presentation and Disclosure in Financial Statements***

In April 2024, the IASB issued IFRS 18, which replaces IAS 1 *Presentation of Financial Statements*. IFRS 18 introduces new requirements for presentation within the statement of profit or loss, including specified totals and subtotals. Furthermore, entities are required to classify all income and expenses within the statement of profit or loss into one of five categories: operating, investing, financing, income taxes and discontinued operations, whereof the first three are new.

It also requires disclosure of newly defined management-defined performance measures, subtotals of income and expenses, and includes new requirements for aggregation and disaggregation of financial information based on the identified 'roles' of the primary financial statements (PFS) and the notes.

In addition, narrow-scope amendments have been made to IAS 7 *Statement of Cash Flows*, which include changing the starting point for determining cash flows from operations under the indirect method, from 'profit or loss' to 'operating profit or loss' and removing the optionality around classification of cash flows from dividends and interest. In addition, there are consequential amendments to several other standards. IFRS 18, and the amendments to the other standards, is effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2027, but earlier application is permitted and must be disclosed. IFRS 18 will apply retrospectively.

The Company is currently working to identify all impacts the amendments will have on the primary financial statements and notes to the financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS (continued)

**Lack of exchangeability – Amendments to IAS 21**

In August 2023, the IASB issued amendments to IAS 21 *The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates* to specify how an entity should assess whether a currency is exchangeable and how it should determine a spot exchange rate when exchangeability is lacking. The amendments also require disclosure of information that enables users of its financial statements to understand how the currency not being exchangeable into the other currency affects, or is expected to affect, the entity's financial performance, financial position and cash flows.

The amendments will be effective for annual reporting periods beginning on or after 1 January 2025. Early adoption is permitted, but will need to be disclosed. When applying the amendments, an entity cannot restate comparative information.

The amendments are not expected to have a material impact on the Company's financial statements.

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES

Related parties

A party is considered to be related to the Company if:

- a) The party is a person or a close member of that person's family and that person.
- i) has control or joint control over the Company;
  - ii) has significant influence over the Company; or
  - iii) is a member of the key management personnel of the Company or of a parent of the Company;

or

- b) The party is an entity where any of the following condition applies:
- i) the entity and the Company are members of the same group;
  - ii) one entity is an associate or joint ventures of the other entity (or of a parent, subsidiary or fellow subsidiary of the other entity);
  - iii) the entity and the Company are joint ventures of the same third party;
  - iv) one entity is a joint venture of a third entity and other entity is an associate of the third entity;
  - v) the entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company;
  - vi) the entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a);
  - vii) a person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity); and
  - viii) the entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the parent of the Company.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

## 3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents in the statement of financial position comprise cash on hand and at banks, and short-term highly liquid deposits with a maturity of generally within three months that are readily convertible into known amounts of cash, subject to an insignificant risk of changes in value and held for the purpose of meeting short-term cash commitments.

For the purpose of the statement of cash flows, cash and cash equivalents comprise cash on hand and at banks, and short-term deposits, as defined above, less bank overdrafts which are repayable on demand and form an integral part of the Company's cash management.

Financial instruments**(i) Classification**

In accordance with IFRS 9, the Company classifies its financial assets and financial liabilities at initial recognition into the categories of financial assets and financial liabilities discussed below.

In applying that classification, a financial asset or financial liability is considered to be held for trading if:

- (a) It is acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing it in the near term; or
- (b) On initial recognition, it is part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which, there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit-taking; or
- (c) It is a derivative (except for a derivative that is a financial guarantee contract or a designated and effective hedging instrument)

**Financial assets**

The Company classifies its financial assets as subsequently measured at amortised cost or measured at FVPL on the basis of both:

- The entity's business model for managing the financial assets
- The contractual cash flow characteristics of the financial asset

Financial assets measured at amortised cost

A debt instrument is measured at amortised cost if it is held within a business model whose objective is to hold financial assets in order to collect contractual cash flows and its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI") on the principal amount outstanding. The Company includes in this category short-term non-financing receivables.

Financial assets measured at fair value through profit or loss ("FVPL")

A financial asset is measured at FVPL if:

- (a) Its contractual terms do not give rise to cash flows on specified dates that are SPPI on the principal amount outstanding; or
- (b) It is not held within a business model whose objective is either to collect contractual cash flows, or to both collect contractual cash flows and sell; or
- (c) At initial recognition, it is irrevocably designated as measured at FVPL when doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognising the gains and losses on them on different bases.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments (continued)

(i) Classification (continued)

**Financial liabilities**

Financial liabilities measured at FVPL

A financial liability is measured at FVPL if it meets the definition of held for trading or is designated as measured at FVPL upon initial recognition.

Financial liabilities measured at amortised cost

This category includes all financial liabilities, other than those measured at FVPL. The Company includes in this category amounts relating to short-term payables.

(ii) **Recognition**

The Company recognises a financial asset or a financial liability when, and only when, it becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

Purchases or sales of financial assets that require delivery of assets within the time frame generally established by regulation or convention in the marketplace (regular way trades) are recognised on the trade date, i.e., the date that the Company commits to purchase or sell the asset.

(iii) **Initial measurement**

Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are recorded in the statement of financial position at fair value. All transaction costs for such instruments are recognised directly in profit or loss and other comprehensive income.

Financial assets and financial liabilities (other than those classified as at fair value through profit or loss) are measured initially at their fair value plus any directly attributable incremental costs of acquisition or issue.

(iv) **Subsequent measurement**

After initial measurement, the Company measures financial instruments which are classified as at fair value through profit or loss at fair value. Subsequent changes in the fair value of those financial instruments are recorded in net gains or losses on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in profit or loss and other comprehensive income. Interest and dividends earned or paid on these instruments are recorded separately in interest income or expense and dividend income or expense in profit or loss and other comprehensive income.

Debt instruments, other than those classified as at fair value through profit or loss, are measured at amortised cost using the effective interest method less any allowance for impairment. Gains and losses are recognised in profit or loss when the debt instruments cost are derecognised or impaired, as well as through the amortisation process.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

(iv) **Subsequent measurement** (continued)

The effective interest method ("EIR") is a method of calculating the amortised cost of a financial asset or a financial liability and of allocating the interest income or interest expense over the relevant period. The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash payments or receipts through the expected life of the financial instrument or, when appropriate, a shorter year to the net carrying amount of the financial asset or financial liability. When calculating the effective interest rate, the Company estimates cash flows considering all contractual terms of the financial instruments, but does not consider expected credit losses ("ECL"). The calculation includes all fees paid or received between parties to the contract that are an integral part of the effective interest rate, transaction costs and all other premiums or discounts.

(v) **Derecognition**

A financial asset (or, where applicable a part of a financial asset or part of a group of similar financial assets) is derecognised where:

- The rights to receive cash flows from the asset have expired; or
- The Company has transferred its rights to receive cash flows from the asset or has assumed an obligation to pay the received cash flows in full without material delay to a third party under a "pass through" arrangement and either (a) the Company has transferred substantially all the risks and rewards of the asset, or (b) the Company has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset, but has transferred control of the asset.

When the Company has transferred its rights to receive cash flows from an asset or has entered into a "pass-through" arrangement, and has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset nor transferred control of the asset, the asset is recognised to the extent of the Company's continuing involvement in the asset. In that case, the Company also recognises an associated liability. The transferred asset and the associated liability are measured on a basis that reflects the rights and obligations that the Company has retained.

The Company derecognises a financial liability when the obligation under the liability is discharged, cancelled or expired.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Impairment of financial assets

The Company holds only short-term receivables with no financing component and which have maturities of less than 12 months at amortised cost and, as such, has chosen to apply an approach similar to the simplified approach for expected credit losses ("ECL") under IFRS 9 to all its receivables. Therefore, the Company does not track changes in credit risk, but instead, recognises a loss allowance based on lifetime ECLs at each reporting date.

The Company's approach to ECLs reflects a probability-weighted outcome, the time value of money and reasonable and supportable information that is available without undue cost or effort at the reporting date about past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

The Company uses the provision matrix as a practical expedient to measuring ECLs on receivables, based on days past due for groupings of receivables with similar loss patterns. Receivables are grouped based on their nature. The provision matrix is based on historical observed loss rates over the expected life of the receivables and is adjusted for forward-looking estimates.

Fair value measurement

The Company measures its investment in financial instruments at fair value at each reporting date.

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

The fair value measurement is based on the presumption that the transaction to sell the asset or transfer the liability takes place either in the principal market for the asset or liability, or in the absence of a principal market, in the most advantageous market for the asset or liability. The principal or the most advantageous market must be accessible to the Company.

The fair value for financial instruments traded in active markets at the reporting date is based on their market quoted price within the bid/ask price or broker quotations which could be indicative prices, without any deduction for transaction costs. Securities defined in these accounts as 'listed' are traded in an active market.

For all other financial instruments not traded in an active market, the fair value is determined by using valuation techniques deemed to be appropriate in the circumstances. Valuation techniques include the market approach (i.e., using recent arm's length market transactions adjusted as necessary and reference to the current market value of another instrument that is substantially the same) and the income approach (i.e., discounted cash flow analysis and option pricing models making as much use of available and supportable market data as possible).

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Fair value measurement (continued)

All assets and liabilities for which fair value is measured or disclosed in the financial statements are categorised within the fair value hierarchy, described as follows:

- Level 1 - Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities.
- Level 2 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is directly or indirectly observable
- Level 3 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is unobservable

For assets and liabilities that are recognised in the financial statements on a recurring basis, the Company determines whether transfers have occurred between levels in the hierarchy by re-assessing the categorisation (based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement as a whole) at the beginning of each reporting period.

Provisions

A provision is recognised when a present obligation (legal or constructive) has arisen as a result of a past event and it is probable that a future outflow of resources will be required to settle the obligation, provided that a reliable estimate can be made of the amount of the obligation.

When the effect of discounting is material, the amount recognised for a provision is the present value at the end of the reporting period of the future expenditures expected to be required to settle the obligation. The increase in the discounted present value amount arising from the passage of time is included in the statement of profit or loss.

Revenue recognition

*Revenue from contracts with clients*

Revenue from contracts with customers is recognised when the control of goods or services is transferred to the customers at an amount that reflects the consideration to which the Company expects to be entitled in exchange for those goods or services.

- (a) Management fee  
Management fee income is recognised over time because the customer simultaneously receives and consumes the benefits provided by the Company.

Other income

*Interest income*

Interest income is recognised on an accrual basis using the effective interest method by applying the rate that exactly discounts the estimated future cash receipts over the expected life of the financial instrument or a shorter period, when appropriate, to the net carrying amount of the financial asset.

Functional currency

These financial statements are presented in United States dollar, which is the Company's functional and presentation currency.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Foreign currencies transactions

Transactions denominated in foreign currency are translated into the functional currency of the reporting unit at the spot exchange rate on the date of the transaction. At the end of the reporting period, all monetary assets and liabilities denominated in foreign currency are translated to the functional currency using the closing exchange rate. Differences arising on settlement or translation of monetary items are recognised in profit or loss.

Non-monetary items that are measured in terms of historical cost in a foreign currency shall be translated using the exchange rates at the date of the initial transactions. Non-monetary items measured at fair value in a foreign currency are translated using the exchange rates at the date when the fair value was measured. The gain or loss arising on translation of a non-monetary item measured at fair value is treated in line with the recognition of the gain or loss on change in fair value of the item.

Expenses

All expenses are recognised in the statement of profit or loss on an accrual basis.

4. REVENUE AND OTHER INCOMES

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts. Total revenue and other income recognised during the year are as follows:

	2024 USD	2023 USD
Revenue:		
Management fee income	<u>170,000</u>	<u>185,000</u>
Other incomes include the following:		
Bank interest income	62,436	60,034
Foreign exchange differences, net	<u>(114)</u>	<u>(25)</u>
	<u>62,322</u>	<u>60,009</u>

The performance obligation for management fee income is satisfied over time as services are rendered.

5. TAXATION

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 20 years from 10 October 2019. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

6. CASH AND CASH EQUIVALENTS

	2024 USD	2023 USD
Cash at bank	<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>

Cash at bank earns interest at floating rates based on daily bank deposit rates. The carrying amount of the cash at bank approximate to their fair values.

7. MANAGEMENT FEE RECEIVABLES

	2024 USD	2023 USD
Management fee receivables	<u>170,000</u>	<u>185,000</u>

None of the above assets is either past due or impaired. The financial assets included in the above balances relate to receivables for which there was no recent history of default.

8. SHARE CAPITAL

	2024 USD	2023 USD
Issued and fully paid: 735,000 (2023: 735,000) ordinary shares of USD1 (2023: USD1) each	<u>735,000</u>	<u>735,000</u>

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns to shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

9. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions.

**Outstanding balances with related parties**

The Company has the following outstanding balances due from/(to) related companies as at the end of reporting period:

	Notes	2024 USD	2023 USD
Amount due from a fellow subsidiary	(a)	864	864
Amount due to an immediate holding company	(b)	<u>(23,303)</u>	<u>(16,752)</u>

(a) The amount due from a fellow subsidiary represents expenses paid by the Company on behalf of Credit Suisse (Singapore) Limited. It is unsecured, interest-free and has no fixed terms of repayment.

(b) The amount due to an immediate holding company represents expenses paid by Credit Suisse (Hong Kong) Limited on behalf of the Company. It is unsecured, interest-free and repayable on demand.

**Transactions with related parties**

Except as disclosed elsewhere in the financial statements, during the year ended 31 December 2024, the Company had the following material transactions with related parties:

	Notes	2024 USD	2023 USD
Compensation of key management personnel of the Company	(c)	<u>107,053</u>	<u>108,643</u>

(c) The details of the remuneration of the directors, being the key management personnel defined as a related party of the Company

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The Company's investing activities expose it to various types of risk that are associated with the financial instruments and markets in which it invests. The most important types of financial risk to which the Company is exposed are market risk, credit and counterparty risk and liquidity risk. Market risk includes foreign currency risk and interest rate risk. The directors oversee the management of these risks.

The nature and extent of the financial instruments outstanding at the end of reporting period and the risk management policies employed by the Company are discussed below.

(a) Market risk

Market risk is the risk of loss arising from uncertainty concerning movements in market prices and rates, including observable variables such as interest rates, credit spreads, exchange rates, and others that may be only indirectly observable such as volatilities and correlations. Market risk includes such factors as changes in economic environment, consumption pattern and investors' expectation etc. which may have significant impact on the value of the investments. Market movement may therefore result in substantial fluctuation in the financial position of the Company.

*Foreign currency risk*

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars. Since the Hong Kong Dollars is pegged to the USD, the Company's exposure to foreign currency risk in respect of the invoices and expenses denominated in USD is considered to be minimal.

*Interest rate risk*

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash at bank. At 31 December 2024 and 2023, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

(b) Credit and counterparty risk

Credit and counterparty risk is the risk of loss resulting from client or counterparty default and arises on credit exposure in all forms, including settlement risk. The Company's credit and counterparty risk is primarily attributable to cash and cash equivalents and amounts due from related companies. The Company's management regularly monitors the credit and counterparty risk of all the financial assets. It is considered that they are not past due or impaired for each of the reporting dates under review. None of the Company's financial assets are secured by collateral or other credit enhancements.

The directors considered the credit and counterparty risk as minimal since the Company's clients are the Company's related companies.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

(c) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in raising funds to meet commitments associated with financial liabilities. The Company's strategy is to minimise its exposure to liquidity risk by monitoring the Company's liquid capital from time to time and by obtaining funds from partners where necessary.

The following table summarises the maturity profile of the Company's financial liabilities based on contractual undiscounted payments. Balances due within one year equal their carrying amounts, as the impact of discounting is insignificant. The table also analyses the maturity profile of the Company's financial assets (undiscounted where appropriate) in order to provide a complete view of the Company's contractual commitments and liquidity.

*Financial liabilities*

The maturity grouping is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date. When a counterparty has a choice of when the amount is paid, the liability is allocated to the earliest period in which the Company can be required to pay.

*Financial assets*

The analysis into maturity groupings is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date or, if earlier, the expected date on which the assets will be realised.

	On demand USD	Less than 3 months USD	3 to 12 months USD	No maturity USD	Total USD
31 December 2024					
<i>Financial liabilities</i>					
Amounts due to the immediate holding company	22,303	-	-	-	22,303
	<u>22,303</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>22,303</u>
	On demand USD	Less than 3 months USD	3 to 12 months USD	No maturity USD	Total USD
31 December 2023					
<i>Financial liabilities</i>					
Amounts due to the immediate holding company	16,752	-	-	-	16,752
Directors' fee payable	428,396	-	-	-	428,396
	<u>445,148</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>445,148</u>

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD5,000 (2023: USD5,000) each is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2024.

Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 Global REIT Triple Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)\*  
 US Preferred REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)\*  
 Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 NB/MYAM US REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)\*  
 Daiwa UK High Dividend Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)\*  
 Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 Daiwa American REIT Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 Shinsei World Wrap Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)  
 US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 US Municipal Bond Fund  
 Tokio Marine CAT Bond Fund\*  
 Global High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 Meister's Collection  
 PIMCO Short Term Income Strategy Fund  
 PIMCO Short Term Strategy  
 Daiwa J-REIT Covered Call Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 Foreign Currency Denominated Man AHL Smart Leverage Strategy Fund  
 SBI PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund  
 AUD Short Term Bond Fund  
 Insight Alpha  
 US Dynamic Growth  
 Premium Carry Strategy Fund  
 BSMD Global Advantage  
 Daiwa WIL Ventures III, L.P. Fund  
 Japan Equity Premium Strategy Fund  
 Global Select Carry Strategy Fund

\* The funds were terminated during 2024.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES (continued)

The Company has not provided financial or other support to unconsolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently have the intention to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that is not contractually required to provide.

12. APPROVAL OF THE FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved and authorised for issue by the board of directors on 21 May 2025.

## （２）損益の状況

管理会社の損益の状況については、「（１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照ください。

## (2) その他の訂正

別段の記載がない限り、訂正箇所を下線または傍線(下線の既に付してある見出しに関しては二重下線)で示します。

## 第一部 証券情報

## &lt;訂正前&gt;

(前略)

## (3) 発行(売出)価額の総額

100億米ドル(約1兆4,387億円)を上限とします。

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

(前略)

## (3) 発行(売出)価額の総額

100億米ドル(約1兆4,692億円)を上限とします。

(後略)



## a. ファンドの目的、純資産総額の上限および基本的性格

ファンドの投資目的は、独自の数量モデルを活用して、（とりわけ）世界各国の株価指数先物および債券先物に投資する、マン・アクティブ・バランスド（1クラス）（以下、「投資対象ファンド」といいます。）にファンドの資産をおおむね全て投資することにより、資本の成長を生み出すことです。投資対象ファンドは、為替リスクを低減するため、為替ヘッジを行います。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。投資対象ファンドは、マン・ファンズ・ピーエルシー（以下、「アンブレラ・ファンド」といいます。）のサブ・ファンドです。アンブレラ・ファンドは、アイルランドにおいて変動資本投資会社（登録番号449860）として設立され、2011年欧州共同体規則（譲渡可能証券の集団投資事業）（改正済）に従いアイルランド中央銀行により認可された、サブ・ファンド間との分離された負債を有するアンブレラ・ファンドです。アンブレラ・ファンドの管理会社は、マン・アセット・マネジメント（アイルランド）リミテッド（以下、「投資対象ファンド管理会社」といいます。）です。投資対象ファンド管理会社は、投資対象ファンドに関して、インベストメント・マネージャーとしてAHLパートナーズ・エルエルピー（以下、「投資対象ファンド投資運用会社」といいます。）を任命します。ファンドは、現金（米ドル）を保有することもできます。純資産総額の上限は、100億米ドルまたは管理会社が単独の裁量により決定するその他の額です。管理会社が受託会社と協議の上、その裁量により当該金額に達していない状況でも募集の停止を行う場合があります。

（中略）

## （3）ファンドの仕組み

（中略）

## 管理会社の概況

管理会社：	UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド （UBS Management（Cayman）Limited）	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法（その後の改正を含みます。）（以下、「会社法」といいます。）に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2025年8月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル（約10,799万円）です。	
4. 沿革	2000年1月4日設立 2024年3月1日名称変更	
5. 大株主の状況	ユービーエス・エイ・ジー （スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ45）	735,000株 （100%）

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

投資目的および投資方針

ファンドの目的

ファンドの特色

本項を以下のとおり更新します。

### ファンドの目的

世界各国の株価指数先物、債券先物等に投資を行い、信託財産の成長を目指します。

### ファンドの特色

#### ① 世界各国の株価指数先物、債券先物等に投資を行い、独自の数量モデルを活用してポジションを構築します。

- ◆ 投資運用会社は、世界各国の株価指数先物、債券先物等に投資を行うマン・アクティブ・バランスド(Iクラス) (以下、「投資対象ファンド」ということがあります。)の投資証券に主に投資することで、かかる投資成果を享受することを目指します。
- ◆ 投資対象ファンドの目標ボラティリティ水準を維持することにより、あらゆる市場環境において超過収益の獲得を目指します。なお、目標ボラティリティは10%とします。
- ◆ 投資対象ファンドは、デリバティブ取引において、レバレッジを活用します。
- ◆ ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ◆ 投資対象ファンドの運用は、AHLパートナーズ・エルエルピーが行います。

#### ② 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行います。

- ◆ ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

#### ③ 毎年4月12日および10月12日(取引日ではない場合、翌取引日)の分配宣言日に分配方針に従い、分配を決定します。

### (3) 運用体制

<訂正前>

(前略)

運用体制等は、2025年5月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(前略)

運用体制等は、2025年8月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### 3 投資リスク

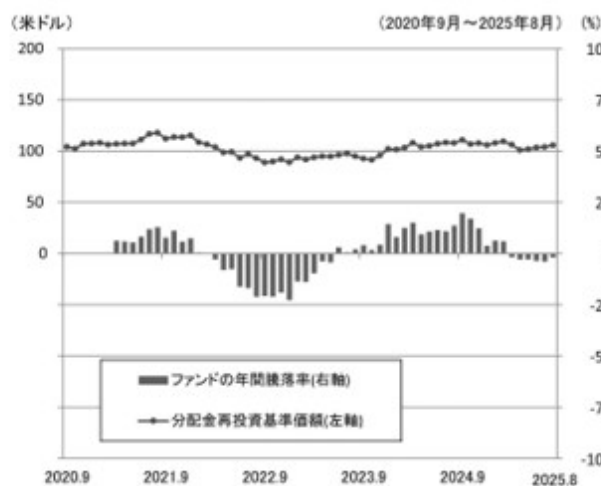
#### 参考情報

本項を以下のとおり更新します。

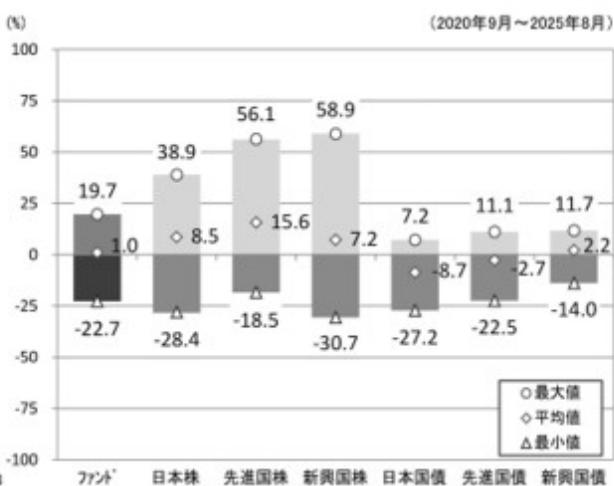
## 参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

ファンドの年間騰落率および  
分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの  
騰落率の比較



※年間騰落率は、基準通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(課税前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

(各資産クラスの指数について)

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込)  
先進国株：MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)  
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)  
日本国債：FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)  
先進国債：FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)  
新興国債：FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC.から、FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しています。)より取得しています。ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い

##### <訂正前>

(前略)

日本

2025年5月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

(中略)

ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現在の法律に基づき、トラストまたは受益者に対する一切の所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税もしくは源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、(トラストに係る受託会社へなされるすべての支払いまたは受託会社が行うすべての支払いに適用される)いかなる国との二重課税回避条約の当事国でもありません。本書提出日付現在、ケイマン諸島には一切の為替管理が存在しません。

受託会社は、トラストの設立日より50年間、所得、資本資産、利得または増収に課される一切の遺産税または相続税の性質を有する一切の税金を課税する今後制定されるケイマン諸島の一切の法律が、トラストに含まれる一切の資産もしくはトラストから発生する所得に対し、またはかかる資産もしくは所得に関し、受託会社または受益者に適用されない旨の誓約を、ケイマン諸島信託法(その後の改正を含みます。)第81条に基づき、ケイマン諸島金融庁長官から受領しています。ケイマン諸島では、受益証券の譲渡、買戻しまたは償還について一切の印紙税は課されません。

##### <訂正後>

(前略)

日本

2025年8月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

(中略)

ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現在の法律に基づき、トラストまたは受益者に対する一切の所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税もしくは源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、(トラストに係る受託会社へなされるすべての支払いまたは受託会社が行うすべての支払いに適用される)いかなる国との二重課税回避条約の当事国でもありません。本書提出日付現在、ケイマン諸島には一切の為替管理が存在しません。

受託会社は、トラストの設立日より50年間、所得、資本資産、利得または増収に課される一切の遺産税または相続税の性質を有する一切の税金を課税する今後制定されるケイマン諸島の一切の法律が、トラストに含まれる一切の資産もしくはトラストから発生する所得に対し、またはかかる資産もしくは所得に関し、受託会社または受益者に適用されない旨の誓約を、ケイマン諸島信託法(その後の改正を含みます。)第81条に基づき、ケイマン諸島総督から受領しています。ケイマン諸島では、受益証券の譲渡、買戻しまたは償還について一切の印紙税は課されません。

## 5 運用状況

## (2) 投資資産

&lt;訂正前&gt;

## 投資有価証券の主要銘柄

(2025年5月末日現在)

順位	銘柄	発行場所	種類	保有数	額面価格 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	マン・アクティブ・バランスド (1クラス)	アイル ランド	投資法人 投資証券	277,220	121.80	33,764,084	137.85	38,214,733	95.8

&lt;参考情報&gt;

投資対象ファンドが投資している投資有価証券について、2025年5月末日現在の組入上位10銘柄は以下のとおりです。

順位	銘柄(全42銘柄中、上位10銘柄)	比率(%)
1	US ULTRA BOND CBT Sep25 (CBT)	18.81
2	US LONG BOND(CBT) Sep25 (CBT)	10.41
3	Euro-BTP Future Jun25 (EUX)	9.38
4	JPN 10Y BOND(OSE) Jun25 (OSE)	8.67
5	LONG GILT FUTURE Sep25 (ICF)	8.54
6	EURO-BUND FUTURE Jun25 (EUX)	8.30
7	Euro-OAT Future Jun25 (EUX)	8.24
8	US 10YR NOTE (CBT)Sep25 (CBT)	7.56
9	S&P500 EMINI FUT Jun25 (CME)	6.28
10	FTSE 100 IDX FUT Jun25 (ICF)	5.07

## 投資不動産物件

該当事項はありません(2025年5月末日現在)。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません(2025年5月末日現在)。

## &lt;訂正後&gt;

## 投資有価証券の主要銘柄

(2025年8月末日現在)

順位	銘柄	発行場所	種類	保有数	額面価格 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	マン・アクティブ・バランスド (1クラス)	アイル ランド	投資法 人投資 証券	271,810	121.80	33,105,208	143.80	39,086,276	96.3

## &lt;参考情報&gt;

投資対象ファンドが投資している投資有価証券について、2025年8月末日現在の組入上位10銘柄は以下のとおりです。

順位	銘柄(全42銘柄中、上位10銘柄)	比率(%)
1	Japanese Bonds - 10yr	25.90
2	Gilts - 10yr	13.66
3	S+P 500 Index	10.47
4	Canadian Bonds - 10y	9.93
5	French Bonds - 10yr	8.31
6	US Treasuries - Ultra Bond	8.17
7	FTSE 100	8.01
8	Australian Bonds - 10yr	7.94
9	Italian Bonds - 10yr	7.43
10	US Treasuries - Long Bond	7.07

## 投資不動産物件

該当事項はありません(2025年8月末日現在)。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません(2025年8月末日現在)。

## 第2 管理及び運営

### 3 資産管理等の概要

#### (5) その他

関係法人との契約の更改等に関する手続

<訂正前>

(前略)

#### 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、英文目論見書または信託証書に従ってファンドが解散するまで効力を有しますが、他方当事者に対する3か月前の書面による通知により、終了することができません。ただし、( )本書に記載された情報の日付以降、ファンドまたは管理会社の財政状況その他に重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合、または、( )日本における販売会社の判断において、日本における販売会社が予定しているファンド証券の募集の成功に重大な障害となると考えられる国内または国外の政治、金融、経済もしくはその他の情勢または為替レートに重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合は、日本における販売会社は、管理会社と事前に相談した上、当初払込日以前においていつでも、管理会社に対し通知を行うことによって募集を中断する権利を有するものとします。

(後略)

<訂正後>

(前略)

#### 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、英文目論見書または信託証書に従ってファンドが解散するまで効力を有しますが、他方当事者に対する3か月前の書面による通知により、終了することができません。

(後略)

## 第3 ファンドの経理状況

## 2 ファンドの現況

&lt;訂正前&gt;

純資産額計算書

(2025年5月末日現在)

	米ドル(を除く)	円(を除く)
・ 資産総額	40,049,676.47	5,761,946,954
・ 債務総額	160,354.21	23,070,160
・ 純資産総額( - )	39,889,322.26	5,738,876,794
・ 発行済口数	391,420口	
・ 1口当たり純資産価格( / )	101.91	14,662

&lt;訂正後&gt;

純資産額計算書

(2025年5月末日現在)

	米ドル(を除く)	円(を除く)
・ 資産総額	40,049,676.47	5,761,946,954
・ 債務総額	160,354.21	23,070,160
・ 純資産総額( - )	39,889,322.26	5,738,876,794
・ 発行済口数	391,420口	
・ 1口当たり純資産価格( / )	101.91	14,662

(注)米ドルの円貨換算は、2025年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場場の仲値(1米ドル=143.87円)によります。

## 独立監査人の報告書

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド単独株主様  
(ケイマン諸島に設立された有限責任免税会社)

## 意見

当監査法人は、UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「会社」という)の2024年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日をもって終了する事業年度の損益およびその他の包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要性のある会計方針の情報を含む財務諸表に対する注記から構成される財務諸表について監査を行った。

当監査法人の意見では、付属の財務諸表は、全ての重要な点において2024年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日をもって終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際会計基準審議会(以下、「IASB」という)が公表するIFRS会計基準に準拠した適正な表示を行っている。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準(以下、「ISA」という)に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に対する監査人の責任の項で詳しく説明している。当監査法人は、香港公認会計士協会が発行する職業会計士のための倫理規程(以下、「規程」という)に従い、当社から独立しており、また、当監査法人は、規程に従い、その他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

## 財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、IFRS会計基準に準拠した財務諸表の作成と公正な表示、および、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表の作成を可能にするために取締役が必要と判断した内部統制に対して責任を負っている。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を必要に応じて開示し、継続企業的前提に基づき会計処理を行う責任を有している。ただし、取締役が会社の清算もしくは事業停止の意図を有する、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

## 財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正行為または誤謬によるものかどうかにかかわらず、全体としての財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。当監査法人の報告書は全体的に会社の株主への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

合理的な確証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを見出すことを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性がある場合と合理的に予想できる場合に重大な虚偽記載とみなされる。

**独立監査人の報告書(続き)**

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド単独株主様  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

**財務諸表の監査に対する監査人の責任(続き)**

ISAに準拠した監査の一部として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- ・ 不正行為または誤謬によるものにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載に関するリスクを特定、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述または内部統制の無効化を伴う可能性があるためである。
- ・ 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制に関する理解を得るが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- ・ 採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りの妥当性ならびに取締役による全財務諸表の表示を評価する。
- ・ 取締役による継続企業の会計基準の使用の適切性について、および、入手した監査の裏付けとなる証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項を参照する必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更することが要求される。当監査法人による結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により、会社が継続企業として存続できなくなる場合がある。
- ・ 開示事項および財務諸表が公正な表示方法で基礎となる取引および事象を表示しているかどうかなどを含め、財務諸表の全体的な表示、構造および内容を評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査の過程で特定された内部統制の重大な不備などを含む重要な監査結果について取締役に通知する。

公認会計士  
香港  
2025年5月21日

**Independent auditor ' s report**

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

**Opinion**

We have audited the financial statements of UBS Management (Cayman) Limited (the "Company"), which comprise the statement of financial position as at 31 December 2024, and the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at 31 December 2024 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by International Accounting Standards Board ( " IASB " ).

**Basis for opinion**

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the Code of Ethics for Professional Accountants (the "Code") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

**Responsibilities of the directors for the financial statements**

The directors are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

**Independent auditor's report (continued)**

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

**Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements**

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgement and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.

**Independent auditor's report (continued)**

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

**Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)**

- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Certified Public Accountants

Hong Kong

21 May 2025

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。